

出水市読書活動推進計画(第二次)

(第二次子ども読書活動推進計画)

～読書によるひとづくり ふるさとづくりのまち 出水市～



平成24年4月

出 水 市

はじめに

～読書によるひとづくり ふるさとづくりのまち 出水市～

「子ども読書活動推進計画（第一次）『出水兵児読書活動推進計画』」の取組により、市内全小・中学校における「朝読書」の実施、学校図書館への「学校司書等」の配置、学校図書室の施設整備（空調整備）など子どもの読書環境は大きく前進してきました。また、絵本を通じた本との出会いと親子のふれあいを支援する「ブックスタート」事業の開始や、地域における読書環境の整備として進めてきた「自治会（子ども会）文庫」の設置など、家庭・地域における読書環境も充実してきました。

さらには、読書標語、読書短作文の募集と看板化・ポスター化や、幼・小・中・高等学校の読書パネルの製作と駅・公共施設等への掲示及び「読書活動日本一のまちづくり推進大会」の開催により、市全体の取組として進めている読書活動が市民の中に浸透してきました。

しかしながら、第一次計画期間中のこのような取組を通じて、一定の推進が図られましたが、引き続き子どもの読書活動を推進していくためには、子どもだけでなく大人も含めたさらなる取組が必要です。

これまでの、第一次計画期間の取組の成果や課題、社会環境の変化等を検証したうえで、今後の本市の読書活動の推進に関する施策の方向性と取組を示す新しい計画として「出水市読書活動推進計画（第二次）」を策定しました。

「読書によるひとづくり、ふるさとづくり」を基本理念に、市と市民が協働して、本市の読書活動の推進と読書環境の整備に努め、やがては「読書活動日本一のまち」が築き上げられるよう引き続き読書活動の推進に取り組んでいきたいと思いをします。

平成 24 年 4 月

出水市・出水市教育委員会

目 次

第1章 「出水市読書活動推進計画(第二次)」の策定	
1 「読書活動日本一のまちづくり」の推進	3
2 出水市の読書活動の状況	4
3 国、県の読書活動の取組	6
4 「出水市読書活動推進計画(第二次)」の策定に当たって	8
第2章 第一次推進計画の検証	
1 第一次推進計画の基本的な考え方	9
2 第一次推進計画の成果と課題	12
(1) 家庭・地域における子どもの読書活動の推進	12
(2) 保育所、幼稚園・小・中・高等学校における子どもの読書活動の推進	15
(3) 公立図書館における子どもの読書活動の推進	18
(4) 社会的気運醸成のための普及・啓発	20
(5) 学校及び公立図書館などの関係機関、民間団体等が連携した取組の推進	21
第3章 第二次推進計画の基本的な考え方	
1 基本理念「読書によるひとづくり、ふるさとづくりのまち出水市」	22
2 第二次推進計画のイメージ図	24
3 実施主体者の行動目標	25
4 基本方針	26
5 施策の体系図	27
6 具体的な施策の推進	28
(1) 基本方針1「読書に親しめる環境づくり」	28
(2) 基本方針2「年齢期に合わせた読書活動の推進と支援」	33
(3) 基本方針3「読書活動への理解と啓発」	37
(4) 基本方針4「市民の協働と推進体制の強化」	39
7 具体的な施策の実施体系表	41
資料編	45

第1章 「出水市読書活動推進計画(第二次)」の策定

1 「読書活動日本一のまちづくり」の推進

読書は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きていく力を身に付けていく上で欠かせないものです。特に子どもの時期は、大人になるまでの様々な発育の過程において、外部からの作用に対し敏感な反応を示すだけに、恵まれた読書環境を整えることは切実なことです。

また、読書は、子どもの旺盛な好奇心に応え、先人の知恵や勇気、人間の優しさに触れることができます。子どもは読書を楽しみながら、広い世界を知り、生きている喜びに満たされ、自分自身に自信を持つようになります。

そこで、子どもに関わるすべての大人たちが、本を好きになり、読書を楽しみながら、自ら豊かな人間性を培うとともに、読書する姿を子どもたちに示し、読書の大切さを伝えていくことは、とても重要なことです。

出水市は、子どもの読書環境を整備していくには、大人の読書環境も重要であることを認識し、子どもと大人が読書を楽しみながら「感動する心」を培い、「想像する力」を育み、「コミュニケーション能力」を身に付け、主体的に「生きる力」を養うことが、将来のひとづくり・ふるさとづくりにとって重要な要素であると考えています。

市民全員が、あらゆる機会とあらゆる空間で自主的に読書を行うことができるよう市と市民が協働して読書環境の整備に努め、読書によるひとづくり、ふるさとづくりを進めながら、やがては「読書活動日本一のまち」が築きあげられるよう推進していきます。

2 出水市の読書活動の状況

出水市では平成19年3月に「子ども読書活動推進計画(第一次)」(以下「第一次推進計画」という。)を策定し、三つの基本目標、五つの基本方針、70項目の具体的施策に取り組んできました。その取組状況は第2章で詳しく述べますが、この5年間の取組で、子どもたちとそれを取り巻く大人の読書環境は以下のように変わってきました。

(1) 子どもの読書活動への取組

家庭に向けては、6～7か月児健康相談時での「ブックスタート事業^(注1)」や、各保育所・幼稚園での家庭教育支援事業^(注2)において、読書活動の広報・啓発を進めてきました。そのことにより、早い段階から本に触れ合う機会が拡充されてきました。

地域においては、自治会(子ども会)文庫^(注3)の設置や、子ども会と連携した読み聞かせの実施、地域子ども会読書の集い^(注4)など、地域全体での子ども読書活動の推進と、身近に本と触れ合える読書環境の充実に努めてきました。

図書館では、平成19年度からの広報や啓発活動が功を奏し、市民の図書館利用に対する気運が高まり、平成18年度以前と比較すると、貸出冊数^{【表5】}が確実に増加してきました。また、三つの図書館で、工夫を凝らした様々なおはなし会を実施し、保護者への普及・啓発を進めた結果、乳幼児を持った保護者の意識が高まってきました。さらに施設内での書架の配置や、季節・行事に合わせた企画展の開催など、利用者がいつでも新鮮な気持ちで利用できる工夫を重ねてきました。

学校では、学級単位や学年単位・学校単位で、工夫を凝らした特色ある読書活動に取り組み、その様子は、学校読書活動パネルで紹介されています。

また、平成21年度には、市内全小・中学校において、朝の10分間読書の実施や、年間読書冊数の目標を掲げ取組を進めたほか、各学校で特色ある様々な取組や行事が行われた結果、計画当初と比較して、小学校で、55%^{【表4】}、中学校で123%^{【表4】}増加するなど、その成果は着実に現れてきています。

(注1) ブックスタート事業:赤ちゃんと保護者に絵本を手渡し、絵本を開く楽しい体験と一緒に、心触れ合うひと時を持つきっかけをつくる事業です。

(注2) 家庭教育支援事業:家庭での教育力の向上を目的に、保育園、幼稚園、小・中学校、PTAなどと連携し、保護者が多く集まる機会を利用して実施する講演会などを支援する事業です。

(注3) 自治会(子ども会)文庫:自治会で集めた図書を、自治公民館の書架(各自工夫)と一緒に配置し、一番身近な地域図書室として活用していく文庫のことです。

(注4) 地域子ども会読書の集い:子ども会の活動の一つとして、読書活動が取り入れられるよう読書ボランティアグループと連携した出前読み聞かせのことです。(子ども会からの要望で、移動図書館車も運行することがあります。)

【表5】:公立図書館における貸出冊数の状況 (18ページに掲載)

【表4】:市内小・中学生の年間読書冊数の状況 (16ページに掲載)

(2) 子どもの読書活動への理解と関心の状況

子どもの読書活動の理解を深めるために、第一次推進計画策定と同時に、徹底したPR活動を行ってきました。各種研修会等における読書活動の重要性の説明や、市の広報紙・防災行政無線(自治会放送)・チラシによる広報活動や、読書標語看板の設置、学校読書活動パネルの紹介、さらには、読書標語・短作文入賞作品のポスター化と公共施設等への掲示など市内外への読書活動の情報発信にも取り組んできました。

また、各自治会に「自治会(子ども会)文庫」の設置を呼びかけたところ、平成23年3月末現在で、全自治会の約20%に当たる52の自治会が文庫を設置するなど、読書活動に対する理解と関心が高まっています。

年表 ☆第一次子ども読書活動推進計画における主な取組と受賞等の一覧

年月日	内 容
平成19年 3月	第一次子ども読書活動推進計画策定
平成19年 4月	文部科学大臣「子ども読書活動優秀実践図書館(出水市立図書館)」表彰
平成19年 5月	「読書活動日本一のまちづくり推進委員会」設置と開催(年3回、以降毎年開催)
平成19年 6月	広報・啓発活動の全市の推進、各種活動の実践開始(以降随時実施)
平成19年10月	「第1回読書活動日本一のまちづくり推進大会」開催(以降毎年開催)
平成20年 3月	読書標語の看板化と市内公共施設等への設置
平成20年 4月	図書館祝日開館の開始(3館)
平成20年 4月	「読書活動日本一のまちづくり推進会議」立ち上げと開催(年2回、以降毎年開催)
平成20年10月	市立図書館による「図書館月間」の設定とイベント等の開始
平成20年11月	県図書館大会「優良読書グループ 読書ボランティアグループ『そらいろのたね』」表彰
平成20年12月	市立図書館の除籍図書を活用して「自治会(子ども会)文庫」設置の推進(以降毎年実施)
平成21年 1月	出水兵児読書活動推進計画ワーキンググループの設置
平成21年 4月	文部科学大臣「子ども読書活動優秀実践団体(読書ボランティアグループ『そらいろのたね』)」表彰
平成21年11月	県図書館大会「優良親子読書グループ 下水流小学校『ひだまり』」表彰
平成21年11月	「ブックスタート事業」開始
平成21年12月	各学校等読書活動紹介パネル及び読書標語等ポスター出水駅及び公共施設に展示(以降毎年実施)
平成22年 4月	文部科学大臣「子ども読書活動優秀実践学校 出水小学校」表彰
平成22年 7月	文科省主催「国民読書年に関する協力者会議」の委員として溝口省三教育長参加
平成22年10月	「ディスカバー図書館2010(主催:文部科学省)」溝口省三教育長事例発表(東京都)
平成22年11月	県図書館大会「優良読書グループ お話ボランティアグループ『紙ふうせん』」表彰
平成23年 2月	「読書と感動を広げる研修会in出水」(県立図書館)と読書活動日本一のまちづくり推進大会の合同開催
平成23年 4月	図書館に指定管理者制度を導入、教育委員会内に「読書推進課」の新設
平成23年10月	第5回高橋松之助記念「文字・活字文化推進大賞(主催:全国出版協会)」を出水市が受賞
平成23年11月	県図書館大会「優良読書グループ 読み聞かせボランティアグループ『虹色のゆめ』」表彰
平成24年 2月	出水市読書の歌「すてきな宝物」完成披露 ※作詞:出水市の子どもたち 作曲:米森孝代・大川内中の子どもたち

3 国、県の読書活動の取組

(1) 国の取組と動向

国は、子どもの読書活動が「子どもが、ことばを学び、感性を磨き、表現力を高め創造力を豊かにし、人生をより深く生きる力を身に付けていくうえで欠くことのできないもの」(子どもの読書活動の推進に関する法律第2条)であり、社会全体でその推進を図っていくことはきわめて重要であるとしています。

平成20年3月に閣議決定された「子ども読書活動の推進に関する基本的な計画(第二次)」では、第一次基本計画期間における成果や課題、諸情勢変化等を検証した上で、「子どもの自主的な読書活動の推進」、「家庭、地域、学校を通じた社会全体での取組の推進」、「子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実」、「子どもの読書活動に関する理解と関心の普及」の四つの基本的方針を定め、今後おおむね5年間にわたる具体的な方策をできうる限り数値目標を掲げ明らかにしていくとしています。

また、平成22年の国民読書年^(注5)の取組の一環として設置された「国民の読書推進に関する協力者会議」^(注6)においても、「読書は思考力、判断力、コミュニケーション力などを育み、個人が自立して、かつ、他者との関わりを築きながら豊かな人生を生きる基盤を形成するもの」、「今後の社会の最大の資源である『知』へのアクセスや新たな『知』の創造の鍵となる、社会において不可欠な文化的インフラ」であるとしています。さらには、平成23年3月11日発生の東日本大震災という未曾有の災害を受けて、この危機的状況から立ち上がり、新しい未来を築いていく力を得るために、もう一度先人の遺してくれた知恵の結晶である書物に立ち返ることが必要であるとの認識から、すべての人に読書が必要であると報告されています。このことを踏まえ、今一度読書の意義に立ち返り、誰もが読書に親しみ、その恵沢を等しく享受できる環境づくりに向けて、国、自治体、さらには社会全体で早急に取り組むため、「読書で人を育てる、『読書を支える人』を育てる」、「住民参加で自治体ごとの『読書環境プラン』(仮称)を策定し、実現する」、「読書の新しい可能性や将来像を構想し、推進するためのプラットフォーム(基盤となる「場」)をつくる」という3点を提言しています。

そして、平成22年度の地域活性化交付金の中に創設された「住民生活に光をそそぐ交付金」^(注7)事業は、各自治体において読書活動推進のための施設整備や図書資料等の充実に大きな財政支援となりました。

(2) 鹿児島県の取組

鹿児島県は、平成16年2月に「鹿児島県子ども読書活動推進計画」を策定し、あらゆる機会において自主的に読書活動が行われ、子どもから大人へ生涯にわたる読書習慣を身に付けられるよう、家庭・地域・学校が一体となり子どもの読書活動の推進と

読書環境の整備に取り組んできています。

5年間の取組を検証した結果、鹿児島県の小・中学生の1か月の読書量は全国平均を上回っており、また、1か月に1冊も本を読まない未読者の割合は全国平均に比べて低いにもかかわらず、学年が進むにつれて読書から遠ざかっている傾向にあることが分かりました。

そこで、平成21年3月、鹿児島県子ども読書活動推進計画(第一次)に基づく取組を検証し、国の基本方針を踏まえ「子どもの読書活動について、家庭、地域、学校を通じた社会全体での取組の推進に努める。」「子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実に努める。」「子どもの読書活動に関する県民の理解と関心の普及に努める。」の三つの基本方針を定めました。

この基本方針を具現化するために、四つの推進の柱「①家庭における子どもの読書活動の推進」「②地域における子どもの読書活動の推進」「③学校等における子どもの読書活動の推進」「④子どもの読書活動に関する啓発広報の推進」を立てて計画を進めていくこととしています。

また、家庭や地域、学校を通じた社会全体で子どもの読書活動に取り組み、子どもの読書習慣の定着を目指すために、「かごしまっ子20分読書運動」^(注8)として、毎日20分以上の読書に取り組む運動を展開することとしています。

(注5) 国民読書年:平成20年6月の国会決議により、平成22年を「国民読書年」とすることが定められました。読書推進に向けた気運を高めていくため、政官民が協力し、国を挙げてあらゆる努力を重ねていくことが宣言され、図書館を始め、様々な場所で国民読書年にちなんだ行事や取組が推進されることになりました。

(注6) 国民の読書推進に関する協力者会議:国民読書年の取組の一環として、今日の国民の読書や読書環境に関する現状や課題を把握・分析し、読書への国民の意識を高める効果的かつ効率的な取組の検討を行うため、文部科学省生涯学習政策局に設置されたもの。(全国から選出された17名の委員の中に、本市の溝口省三教育長が委員の一人として参画しました。)

(注7) 「住民生活に光をそそぐ交付金」:平成22年度の国の補正予算として、地域活性化交付金の中に「住民生活に光をそそぐ交付金」(事業費1,000億円)が創設されました。この交付金は、地方公共団体が、「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策～新成長戦略実現に向けたステップ2～」(平成22年10月8日閣議決定)の趣旨に沿った、これまで住民生活にとって大事な分野でありながら、光が十分に当てられてこなかった分野(地方消費者行政、DV対策・自殺予防等の弱者対策・自立支援、知の地域づくり)の事業を行うため、地方公共団体が作成した住民生活に光を注ぐ交付金実施計画に基づく事業に要する費用に、国が交付金を交付するものです。(所管:内閣府地域活性化推進室)

平成22年10月26日の閣議後の記者会見で、片山総務大臣は、この交付金の使途の一つ「知の地域づくり」の中には、図書館に関することが含まれていると明言され、各自治体では、この交付金を活用して図書館、学校図書館等の施設・設備の整備や図書資料等の充実を行うことができました。

4 「出水市読書活動推進計画(第二次)」の策定に当たって

出水市は、国における「子どもの読書活動の推進に関する法律」の制定、「鹿児島県子どもの読書活動推進基本計画」の策定等を踏まえ、平成19年3月、第一次の「出水市子ども読書活動推進計画(出水兵児読書活動推進計画)」を策定しました。

この計画では「読書活動日本一のまちづくり」を目標に、平成23年度までの5年間にわたり、子ども読書活動の意義と子どもの読書活動の推進に係る施策の方向性や取組を示し、具体的施策として70項目の事業に取り組んできました。

第一次推進計画期間の最終年度を迎えるに当たり、出水市は、第一次推進計画に基づく取組を検証し、成果と課題を明らかにするとともに、いまだ、十分とはいえない読書活動のさらなる推進を行い、引き続き、平成24年度から5年間で、「読書によるひとづくり・ふるさとづくりのまち出水市」を基本理念とし、本市が目指す「読書活動日本一のまちづくり」へ向けて、子ども読書活動の推進を包括した「出水市読書活動推進計画(第二次)(以下「第二次推進計画」)」を策定することとしました。

出水市読書の歌

くすてきな宝物く

作詞 出水市の子どもたち
作曲 米森孝代・大川内中の子どもたち
編曲 原田いずみ

一 あ の 青い空の向こう
き っ と みんなが
す て き な 本 と 出 会 っ て い る
ラ ラ ラ ・ ・ ・
キ ラ キ ラ 心 の エ ネ ル ギ ー
届 け る よ こ の 一 ペ ー ジ
君 へ の お くり も の

二 今日 は ど ん な お 話 だ ろ う
き っ と え が お が
あ ふ れ る 本 と 出 会 っ て い る
ラ ラ ラ ・ ・ ・
広 が る 冒 険 の 旅 に 出 よ う
と き め き の こ の 一 冊 は
わ た し の た か ら も の

(注8) かごしまっ子20分間読書運動:いつも身近に本をおき、「読んでもらったり」「読んであげたり」「一人で読んだり」「みんなで読んだり」「家族で読んだり」という方法で、毎日20分以上、本を読むことを目指す運動。

(番外編として「大人が本を読む」ことも加えられています。)

※出水市読書の歌:平成23年度中に、「読書活動日本一のまちづくり」事業の浸透を図ろうと、市内の子どもたちに、詩のフレーズを募集し、音楽部会で取りまとめたものに、大川内中学校米森孝代教頭と同校生徒たちが曲を付けて完成したものです。(平成23年度「読書活動日本一のまちづくり推進大会」で披露されました。)

第2章 第一次推進計画の検証

1 第一次推進計画の基本的な考え方

第一次推進計画では、すべての子どもが、あらゆる機会とあらゆる空間で、自主的に読書を行うことができるよう市と市民が協働して子どもの読書環境の整備を進め、やがては「読書活動日本一のまち」が築けるよう「三つの基本目標」「五つの基本方針」「70項目の具体的施策」を体系化し、推進してきました。

(1) 三つの基本目標

- 子どもが読書に親しめる環境づくり
- 社会全体での協働と連携の強化
- 子ども読書活動への理解・関心の高揚

(2) 五つの基本方針

- ① 家庭・地域における子ども読書活動の推進
- ② 保育所、幼稚園・学校における子ども読書活動の推進
- ③ 公立図書館における子どもの読書活動の推進
- ④ 社会的気運醸成のための普及・啓発
- ⑤ 学校及び公立図書館などの関係機関、民間団体等が連携した取組の推進

(3) 70項目の具体的施策の推進

ア 家庭・地域における子どもの読書活動の推進(10項目)

- | | |
|--|---|
| <input type="radio"/> 子どもの読書活動意義等の理解 | <input type="radio"/> ブックトーク ^(注9) や図書館利用ガイダンスの充実 |
| <input type="radio"/> 読み聞かせ運動の推進 | <input type="radio"/> 親子20分間読書運動 ^(注10) 等の啓発・実践 |
| <input type="radio"/> 本の紹介やブックスタート事業の充実 | |
| <input type="radio"/> 子ども会文庫の設置 | <input type="radio"/> 子ども会育成会等での親子読書会の結成 |
| <input type="radio"/> 関係者同士の連携強化 | <input type="radio"/> ボランティアの育成とスキルアップ |
| <input type="radio"/> 「1年間に1回は第3土曜日等に図書館に行く」運動 | |

イ 保育所、幼稚園、小・中・高等学校における子どもの読書活動の推進(24項目) (保育所、幼稚園)

- | | |
|------------------------------------|---------------------------------------|
| <input type="radio"/> 絵本コーナーや資料の充実 | <input type="radio"/> 読み聞かせの充実と家庭への啓発 |
| <input type="radio"/> 絵本に触れる機会の増大 | |

(小・中・高等学校)

○ 朝の10分間読書 ^(注11) 等教員と児童生徒の読書時間の設定	○ 多様な読書活動の推進
○ 計画的な読書指導の推進	○ 読書指導に関する職員研修の充実
○ 個に応じた本の紹介や読書目標冊数の設定	
○ 親子読書にふさわしい本や推進策の紹介・普及	○ 家庭での取組への支援及び推進
○ 読書環境についての啓発促進	○ 公立図書館利用指導
○ 読書ボランティア等の協力による読書活動の多様化	
○ 読書指導の研究校や家庭・地域との連携の実践校の事例紹介	
○ 校内読書指導実践例の紹介	○ 読書指導担当者等の部会や研修会の充実
○ 障害の状態に応じた選書や環境の工夫、視聴覚機器の活用等の実践の事例紹介	
○ 読書指導に関する資料や情報の他校との交換促進	
○ 盲学校等で作成した点字図書等の相互利用促進	
○ 学校図書館の図書資料の充実	○ 学校図書館の施設・設備等環境の整備
○ 学校図書館の高度情報化の推進	○ 学校図書館における人的整備
○ 公立図書館や他校の学校図書館との連携・協力	

ウ 公立図書館における子どもの読書活動の推進(29項目)

○ 狭隘化 ^{きょうがい} 対策のための解消策の検討	○ 適切な職員配置
○ 基本図書リストを参考とした選書の工夫	○ 配本センターの設置と専用図書の備蓄・整備
○ 子どもたちの多様なニーズに応えられる豊富な本の確保	
○ 授乳やオムツ交換のスペース確保などの設備拡充	○ 分かりやすい配架や掲示
○ 扱い易い児童コーナーの書架改善	
○ 現行集会活動の目的と手段の関係見直し	○ 「巡回文庫」の見直し
○ 登録利用者の拡大対策等	○ 効率的な移動図書館の開館
○ 読書週間時等、機会をとらえた貸出冊数などの制限緩和	
○ 教師向けの公立図書館利用案内発行	○ 各小学校と協同した図書館訪問の実施
○ 学校図書館司書、公立図書館司書、司書教諭による合同研修会の充実	
○ 資料の援助	○ 学校用巡回図書の配本制度の実現
○ ヤングアダルト ^(注12) コーナーの存在PR	○ 学校訪問の実施
○ 職場訪問・職場体験事業・地域貢献事業への積極的対応	
○ ヤングアダルトコーナー、名作全集コーナー等の整備	○ 講演会等の企画
○ 新着・新刊図書の紹介	○ 高等学校図書館との連携強化
○ 親子読書会、読書ボランティアの育成と研修会の開催	○ 読書ボランティアの拡充
○ 児童サービス担当の専門職員の資質向上	○ 講演会の開催

☆ 平成23年4月1日現在、市内図書館すべての蔵書は、22万9,287冊。そのうち児童書（主に中学生以下を対象とした図書）は、8万3,990冊で、36.6%を占めています。

市立図書館	図書館全体	児童等対象
蔵書数	22万9,287冊	(8万3,990冊)
年間利用者数	11万3,686人	(4万4,099人)
年間貸出冊数	30万8,388冊	(9万7,054冊)

住民1人当たりの貸出冊数^(注13)(全体) 5.31冊

エ 社会的気運醸成のための普及啓発(3項目)

<input type="checkbox"/> 市広報紙やホームページ等を利用した情報の提供
<input type="checkbox"/> 「子ども読書の日」などの意義についての周知・普及
<input type="checkbox"/> 「出水市子ども読書活動推進大会」での顕彰

オ 学校及び公立図書館などの関係機関、民間団体等が連携した取組の推進

(4項目)

<input type="checkbox"/> 「地域読書活動ネットワーク」の形成と全市的推進団体の結成	<input type="checkbox"/> 書店などの民間団体との協調
<input type="checkbox"/> 関係部課等による組織の設置	<input type="checkbox"/> 高い専門性を備えた職員の養成

(注 9) ブックトーク:読書への興味を喚起するため、特定のテーマに沿っていくつかの本を選び、本の内容・著者主題について紹介するものです。

(注 10) 親子 20 分間読書運動:昭和35年、椋鳩十鹿児島県立図書館長が提唱した県民運動。「教科書以外の本を、子どもが20分くらい読むのを、お母さんが傍らに座って静かに聞く」という「母と子の20分間読書」がはじまりです。

(注 11) 朝の10分間読書:学校で始業前に10分間程度、児童・生徒と教師が、それぞれ自分で選んだ読みたい本を読むという活動。(通常は「朝の読書」といわれています。)

(注 12) ヤングアダルト:中・高校生から10代後半の人たちの総称。YA(ヤングアダルト)世代といわれています。

※ヤングアダルトコーナー:ヤングアダルトを対象に様々なジャンルの本を選択して設置したコーナーのことです。

(注 13) 住民一人当たりの貸出冊数:市町村の住民一人当たりが1年間に図書資料を借りた冊数のこと。人口規模により図書館利用が大きく変わるため、その町の図書館利用状況のひとつの目安として出されています。

2 第一次推進計画の成果と課題

第一次推進計画、70項目の具体的施策の中から主な取組の成果と課題を掲げ検証します。

(1) 家庭・地域における子どもの読書活動の推進

家庭の役割の視点から、子どもが最も長い時間を過ごす家庭・地域は、読書活動を推進するには大切な場所です。そこで、早いうちから本と出会い、本と触れ合う機会の充実や、身近に読書に親しめる環境づくりを中心に取り組んできました。

○ 子ども読書活動の意義の理解(チラシ配布と啓発活動)

【成果】図書館機関紙や子ども会・自治会・高齢者などに合わせたチラシを作成して、会合や研修会などで配布し、子どもの読書活動の意義や「読書活動日本一のまちづくり」に取り組んでいる姿勢をアピールしてきました。また、毎月23日は「子どもといっしょに読書の日」を自治会放送で案内したり、市の広報紙に読書活動の記事を毎月掲載するなど、子ども読書活動の推進に努めてきました。

《課題》広報・啓発の方法として、ポスター(自治会用)の作成や、読書標語看板の公園等への設置、読書に関する記念日に合わせた住民への周知の方法も検討する必要があります。



○ ブックスタート事業の開始

【成果】乳児と保護者が絵本を通して楽しい時間を過ごすとともに、豊かな心を育て親子の絆を養う「ブックスタート事業」を平成21年度の出生児から開始し、すべての赤ちゃんが本と出会う環境が整ってきました。

☆ブックスタート事業概要

- | | | |
|----------|-------------|----------------|
| ・毎月第1水曜日 | 出水保健センター | 対象地域(出水地域) |
| ・毎月第3金曜日 | 高尾野健康管理センター | 対象地域(高尾野・野田地域) |
| ★平成21年度 | 10回開催 | 196人参加 |
| ★平成22年度 | 24回開催 | 456人参加 |

《課題》絵本を渡した後、どのように活用されているかの検証や、子育て支援・家庭教育・男女共同参画の視点から、参加の少ない父親に対する啓発を検討する必要があります。

また、ブックスタートから1年後の1歳6か月児健康診査時において、どのように変化しているのか、対象保護者へのアンケートを実施して、より定着を目指す取組が必要となります。

○ おはなし会の充実

【成果】読み聞かせには、子どもにとって読書の大切さを教える重要な役割があることから、市立図書館で毎週実施している読み聞かせ会の実施、ブックスタート事業と連動させた乳幼児向け読み聞かせ会「だっこ DE えほん」^(注14)、夜のおはなし会など様々なおはなし会を実施してきました。

表1 公立図書館における「おはなし会」の実施状況

内容	年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
「おはなし会」開催数		138回	140回	138回	133回	127回
(3図書館参加人数)		1,549人	1,975人	2,149人	1,711人	1,605人

☆「だっこDEえほん」(平成22年6月から開始)

・毎月第3土曜日 10時～ 中央図書館 (平成23年度から野田図書館でも開始)

★平成22年度 10回 127人参加

《課題》平成21年度に、インフルエンザの流行や、図書館の改修工事等があり参加者数に影響が出ていますが、家庭における読書活動として、読み聞かせがいかに大切で、楽しいものであるかを体験してもらい、家庭で実践していくことはとても重要です。そのためには、図書館で開催されるおはなし会の広報・周知をして、おはなし会に参加しない・参加できない保護者へどのような手立てを行うか検討する必要があります。

○ 「地域子ども会読書の集い」の開催と自治会(子ども会)文庫の設置

【成果】出前読み聞かせ会として「地域子ども会読書の集い」を開催し、地域で本に触れ合う機会の拡充に努めてきました。実施子ども会では、親も参加して子どもと一緒に様々な絵本に触れ、読み聞かせの方法を学ぶことができ、「地域子ども会読書の集い」終了後の移動図書館車による図書の貸出は、参加者の読書に対する意欲の喚起に一役買うことができました。

子どもたちが読書に親しむためには、身近に本があることが重要です。各自治会の施設に各家庭から持ち寄ったり、図書館の除籍図書を活用したりして、「自治会(子ども会)文庫」が設置できるように支援してきました。

表2 「地域子ども会読書の集い」実施状況と「自治会(子ども会)文庫」の設置状況

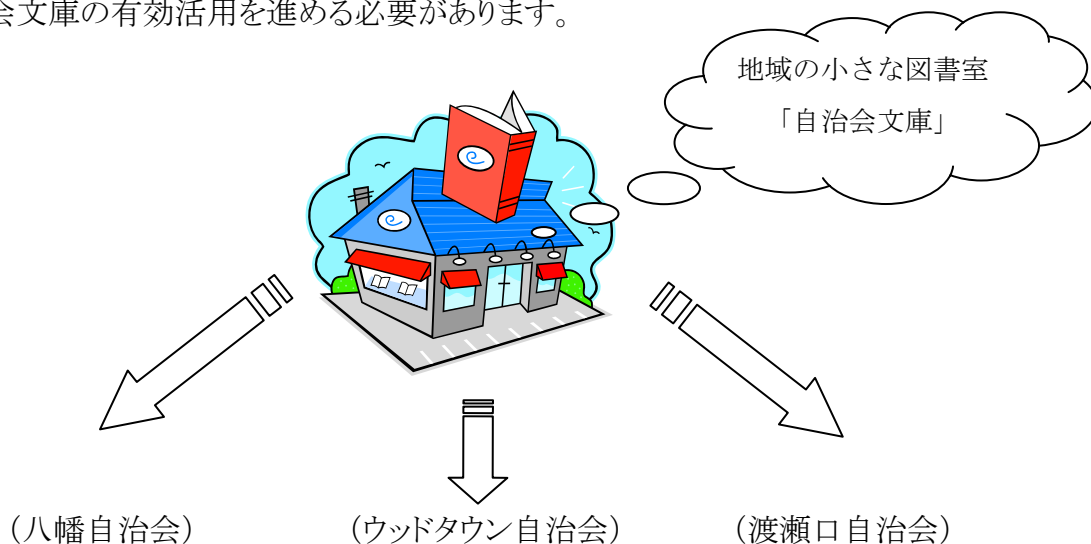
内容	年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
地域子ども会読書の集い		5回	12回	12回	15回	9回
		148人	274人	328人	341人	177人
自治会(子ども会)文庫の設置数		0自治会	18自治会	38自治会	50自治会	52自治会

※平成23年3月末現在で、52の自治会で設置済み

(注14) だっこDEえほん:おおむね3歳未満の乳幼児とその保護者を対象としたおはなし会のことです。

《課題》「地域子ども会読書の集い」は、平成19年度から延べ50回以上開催してきましたが、同一子ども会での複数開催により、実施子ども会での読書活動が定着してきている反面、未実施子ども会も多いことや、少子化による子ども数の減少により、活動が計画できない子ども会も増えてきていることから、近隣子ども会との合同開催や、子ども会に限定せず、老人会や大人も対象とした読み聞かせ会の開催を推進する必要があります。

また、自治会(子ども会)文庫の設置も着実に伸びてきていますが、今後は、自治会文庫の有効活用を進める必要があります。



○ ボランティアの育成とスキルアップ

【成果】読書ボランティア講座(公民館講座)の開催や、県立図書館の「親子読書研修会」等でボランティアの育成や資質の向上に努めてきました。

《課題》読書ボランティア講座の修了生の一部は、読書ボランティアグループや各小・中学校等の親子読書会に参画していったものの、講座に参加する人数が少なく、市独自のボランティアとして登録するまでには至りませんでした。

今後、読書ボランティアグループへ活動の場の提供、各学校親子読書会の活性化や、地域(自治会)における読書活動の推進を考えると、読書推進の協力者として、多くの読書ボランティアの育成が必要となってきます。

(2) 保育所、幼稚園・小・中・高等学校における子どもの読書活動の推進

子どもが1日のうちの多くの時間を過ごす保育所、幼稚園・小・中・高等学校は集団生活の場として、また周りの人とともに多くを学ぶ場として、とても重要な場所であり、ここでの読書活動は、子どもの心身の成長に深い関わりを持っています。

○ 絵本に触れる機会の増大

【成果】絵本に触れる機会の拡充として、保育所・幼稚園の蔵書を増やしたり、読み聞かせを行ったり、読書ボランティアグループを活用した読み聞かせ会を開催したりしています。

表3 市立幼稚園の年間読書冊数の状況

内容 \ 年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
1年間の平均読書冊数(1人)	—	204.3冊	214.5冊	259.4冊	449.4冊

※注釈：平成22年度は、教諭による読み聞かせも含む。

《課題》市内には、公立の保育所7園・幼稚園7園と私立の保育所10園・幼稚園2園があり、事業の展開と協力をお願いしてきました。しかしながら、市直轄の公立保育所・幼稚園においては情報提供、事業の実施が統一して進められましたが、私立の保育所・幼稚園においては、情報提供、事業の実施の展開など連携が十分とはいえませんでした。

○ 教員と児童生徒の読書時間の設定(子どもの読書習慣の確立)

【成果】朝の10分間読書が、市内全小・中学校で実施されるよう進めてきました。

地域の読書ボランティアグループや、保護者による読み聞かせ会の協力を得ながら、また、教職員自らが読み聞かせの一員として、読み聞かせを積極的に実施してきました。この5年間で、全小・中学校において朝の読書が実施され、定着してきたことは大きな成果といえます。

《課題》学校生活においては、体力向上、学力向上など多様な要請が多くなっている中、朝読書を学校生活の一部として、完全に定着させるためには、朝読書の時間をいかに確保して、継続するかということと同時に内容の充実が重要な課題となっています。

(中学校)



(高等学校)



○ 読書目標冊数の設定

【成果】各学校は、学年ごとに1年間の読書目標冊数を設定し、達成できるよう取り組んできました。小学校では年間平均100冊以上、中学校では年間平均30冊以上の目標を掲げて取り組み、概ね、目標冊数に到達してきました。

表4 小・中学校の年間読書冊数の状況

内容	年度	学校区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
年間読書冊数		小学校	291,176冊	312,584冊	453,442冊	431,884冊
1人当たりの読書冊数		(14校)	84.1冊	92.1冊	135.2冊	130.4冊
年間読書冊数		中学校	25,281冊	30,950冊	32,091冊	51,094冊
1人当たりの読書冊数		(7校)	13.4冊	16.6冊	17.9冊	29.9冊

※1人当たりの読書冊数＝年間読書冊数÷児童・生徒数

《課題》小学校から中学校へと学年が進むにつれて、生活リズムが大きく変化してくるため、読書時間の確保や、読書に対する興味をいかに継続させていくかが大きな課題となっています。

○ 読書活動の多様化と学校教職員の意識高揚

【成果】読み聞かせだけでなく、エプロンシアター^(注15)、パネルシアター^(注16)などを活用した行事の開催や、読書に興味を持たせる方法として、ブックトーク^(注9)やアニメーション^(注17)など読書活動の多様化により、子どもたちの読書に対する関心の幅が広がってきました。また、教職員自らが読み聞かせを行う等、読書に対する意識の向上が図られてきました。さらには、保・幼・小・中・高・図書館職員等の読書指導担当者研修会の開催により、子どもたちの発達段階に応じた読書活動の進め方や、他の学校の読書活動に関する参考事例等の情報を共有するなど連携が図られてきました。

《課題》子どもたちにいかに読書に関心をもたせるか、その方法を教職員が身に付けていくことはとても重要ですが、専門的技術の習得の場がまだ十分ではありません。

今後は、専門的知識・技術取得のための研修会の開催や研修会へ参加できる体制の確立が重要となってきます。

(注15) エプロンシアター：胸当て式のエプロンを舞台に見立てて、ポケットから次々に人形を取り出し、エプロンに付けたり、はずしたり、ポケットに戻したりしながらお話を進める人形劇のことです。

(注16) パネルシアター：パネル布を貼った舞台に、絵(または文字)を貼ったり、はずしたりして、展開するお話・歌あそび・ゲームをはじめとした教育法、表現法のことです。

(注17) アニメーション：スペインのモンセラ・サルトさんが、子どもたちに読書の楽しさを伝え、子どもが生まれながらに持っている読む力を引き出そうと開発・体系化した読書指導メソッド(方法・方式)のこと。読書をゲームとして楽しみながら読解力、表現力、コミュニケーション能力を育てることです。

○ 障害のある子どもへの読書推進

【成果】障害の状況に応じた選書や環境の工夫、視聴覚機器の活用など、実践事例の情報交換に努めてきました。

《課題》第一次計画策定から現在までの取組は十分と言えませんでした。市内にある特別支援学校と連携を深めながら取組を強化する必要があります。

○ 学校図書館の整備充実(資料・人的整備・施設環境)

【成果】市内全小中学校の学校図書館に学校図書館担当事務職員^(注18)(いわゆる「学校司書」。以下「学校司書等」という。)を配置することを目指し、取り組みました。いくつかの学校で兼務はあるものの、すべての学校で担当者を配置することができました。

子どもたちが読書しやすい環境づくりの対策として、全学校の図書室に空調機器を設置しました。

《課題》学校司書等の配置や図書室の空調機器の設置、平成23年度に導入された学校図書館蔵書管理システム^(注19)の導入など、ハード面は充実してきていますが、図書資料を見ると、除籍されないことによって、充足率が満たされている状態になっているなど、適切な蔵書管理を行うための課題が残っています。

また、図書資料購入の財源確保や、公立図書館を活用した図書の貸出(団体貸出、巡回文庫、移動図書館車の利用等)で図書資料の充実をなお一層図るとともに、学校司書等の資質向上も今後の課題です。

◎ 第一次推進計画以前からの読書活動の取組が評価され、「子ども読書活動優秀実践校(文部科学大臣表彰^(注20))」を受けた下水流小学校は、その後も、読書量・内容などを含めて、さらに読書活動が活発になってきています。

◎ 第一次推進計画策定時から、読書活動への取組を強化し、平成22年度に、「子ども読書活動優秀実践校(文部科学大臣表彰)」を受賞した出水小学校の取組など、学校における読書活動推進の成果の一つといえそうです。

平成 18 年度 下水流小学校

平成 22 年度 出水小学校

(注18) 学校図書館担当事務職員:学校図書館で働く、学校図書事務職員のこと、司書免許の有資格者という限定はありません。

(注19) 学校図書館蔵書管理システム:平成 23 年度に市内全小・中学校の図書室に導入された電算システムのこと、これにより、蔵書管理、貸出・返却時間の短縮など、短時間での処理が可能となりました。(運用は平成 24 年 4 月～)

(注20) 文部科学大臣表彰:平成 14 年度から文部科学省が読書活動の推進に資するため、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高める活動について、優れた実践を行っている学校、図書館及び団体(個人)を顕彰しているものです。上記 2つの小学校のほか、平成19年度読書活動優秀実践図書館「出水市立図書館」、平成21年度読書活動優秀実践読書グループ「そらいろのたね」がそれぞれ受賞しています。

(3) 公立図書館における子どもの読書活動の推進

市立図書館は本館1館、分館2館、移動図書館車1台があり、約23万冊の図書資料を所蔵し、図書館サービスを展開しています。

○ 資料の整備

【成果】基本図書リストを参考に、本館・分館での選書会議を充実させ、子どもたちの多様なニーズに応えながら、また、「総合的な学習」や「調べ学習」を支援する図書資料の充実も図ってきました。

《課題》図書資料費が十分確保できない現在、図書館の独自性を持たせた図書資料の購入・整備も検討していく必要があります。

○ 環境の工夫

【成果】授乳やおむつ交換のスペースの確保、分かりやすい書架の工夫、関連コーナーの設置など、図書館利用者にとって過ごしやすい読書環境を整えてきました。

《課題》狭小施設の分館においては、学習室、授乳施設等の整備が進んでいない部分があります。

○ サービスの向上と子どもたちの貸出冊数の増加

【成果】図書館新規登録者の拡大に向けて、図書館のPRと同時に、小学校の新入生及び未登録の児童の全保護者を対象に登録のお願いを行ってきました。

また、読書週間等、機会をとらえて、貸出冊数の制限緩和や移動図書館車の効率的な運行を実施してきました。

表5 公立図書館における貸出冊数の状況(子どもは、高校生以下)

単位:冊

内容	年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
中央図書館貸出冊数		201,423	208,659	222,353	211,785	197,748
※下段は高校生以下		47,571	52,738	58,301	55,849	54,547
高尾野図書館貸出冊数		34,048	43,751	48,615	51,628	55,096
※下段は高校生以下		14,792	17,990	20,174	20,411	22,297
野田図書館貸出冊数		23,138	24,421	26,694	29,425	30,606
※下段は高校生以下		10,728	10,044	11,158	11,185	11,093
移動図書館車貸出冊数		22,815	25,907	25,435	25,353	24,938
※下段は高校生以下		7,906	11,400	10,219	9,569	9,117
計		281,424	302,738	323,097	318,191	308,388
		80,997	92,172	99,852	97,014	97,054

※団体貸出、江内配本所、視聴覚資料は除く。

※参考資料(大人含む全体)

住民1人当たりの年間貸出冊数	4.74冊	5.14冊	5.54冊	5.48冊	5.31冊
----------------	-------	-------	-------	-------	-------

※中央館は、平成21年度屋根改修工事、平成22年度空調改修工事の実施により休館日が増加しています。

《課題》公立図書館における子どもたちの貸出冊数は順調に伸びてきている半面、住民1人当たりの貸出冊数を見ると、大人の利用が減少していることが伺えます。

○ 学校図書館訪問、読書指導担当教諭と学校司書等との連携

【成果】各小学校の図書室を訪問し、読書指導担当教諭と学校司書等との情報交換や、展示・掲示についての指導や意見交換を行ってきました。

《課題》各学校間で、学校司書・読書指導担当教諭の経験の差が感じられ、合同研修会等を利用した資質の向上や、図書館職員との連携も必要です。

○ 青少年期の子どもたちへのサポート

【成果】時間確保が難しくなり、読書離れが進み始める中・高校生などのヤングアダルト世代を対象に、図書館だより「オレンジブックメール」を発行したり、「イチオシ私のお薦め本」の推薦を募集したりして、読書に対する意識の喚起を促してきました。

《課題》市立高校とは、内容を含めて連携を図ることができたものの、県立・私立高校との連携を十分図ることができなかったことが今後の課題です。

○ 講演会等の開催

【成果】1年間の読書活動の総まとめとして、各種団体等の読書活動状況の報告や、記念講演を盛り込んだ「読書活動日本一のまちづくり推進大会」や「絵本ライブ」などイベントを開催し、読書活動の啓発に努めてきました。

表6 「読書活動日本一のまちづくり推進大会」と「絵本ライブ」開催状況

項目	年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
イベント名		「読書活動日本一のまちづくり推進大会」				「絵本ライブ」	
会場		音楽ホール	文化会館	音楽ホール	音楽ホール	文化会館	文化会館
参加人数		300人	900人	350人	350人	650人	550人
記念講演		常葉学園大学教授 村上 淳子氏	絵本作家 末吉 暁子氏	文字・活字文化 推進機構理事長 肥田 美代子氏	慶應義塾大学教授 糸賀 雅児氏	作家 阿刀田 高氏	絵本作家 長谷川 義文氏

《課題》住民が自ら参加したい大会・イベントの運営を目指す必要があります。また、啓発のための大会等は、推進計画の進捗状況に合わせた内容や運営を検討しながら開催することが重要です。

(4) 社会的気運醸成のための普及・啓発

○ 市広報紙、ホームページの活用


【成果】市の広報誌に毎月、図書館特集や各学校の読書活動を掲載し、読書活動の状況をPRしてきました。教育委員会発行の「市教委だより」には、毎号各学校の読書活動の取組を掲載したり、市のホームページによる啓発を行ってきました。

《課題》高度情報化社会においてインターネットを活用した情報提供は必要不可欠になってきています。読書活動専用のホームページの作成や、インターネットによる市立図書館資料の予約などの整備を急ぐ必要があります。

○ 顕彰の実施

【成果】「読書活動日本一のまちづくり推進大会」において、各種団体(自治会・親子読書会・学校)の読書活動の表彰を実施し、受賞団体等のさらなる飛躍と、他団体への手本となるよう進めてきました。

表7 「読書活動日本一のまちづくり推進大会」における表彰団体一覧表

項目	年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
読書活動優秀 実践学校		下水流小学校	出水小学校	荘小附属幼稚園	江内小学校	切通幼・小学校
		野田小学校	高尾野小学校	米ノ津小学校	西出水小学校	東出水小学校
		江内中学校	大川内中学校	荘中学校	野田中学校	大川内小学校
読書活動優秀 実践親子読書会		高尾野小学校	ひだまり親子	おかりやひろば	おむすび親子	米ノ津小学校
		親子読書会	読書会(下水流小)	読書会(出水小)	読書会(江内小)	親子読書会
		切通小学校	夢のポケット親子	おはなしの花	大げやき親子	米ノ津東小学校
		親子読書会	読書会(西出水小)	出水聖母幼稚園	読書会(荘小)	親子読書会
		親子読書教室 「すくすく」	東出水小学校 親子読書会	おはなしひろば 東出水幼稚園		
読書活動優秀 実践自治会		荘上自治会	鹿島自治会	井上自治会	針原自治会	西大野原(出水)自治会
		ウッドタウン自治会	渡瀬口自治会	山崎自治会	八幡(出水)自治会	上ノ原(出水)自治会
		上古市自治会	上沖田自治会	関外自治会	天神(出水)自治会	帆木ノ上自治会
		—	—	—	松ヶ野自治会	別府自治会
読書活動優秀 実践団体		成人読書会	NPO法人さわやか	—	—	大川内中学校
		「いもつる」	出水女性の集い	—	—	(感謝状)

※平成19年度は、上記表彰団体以外に、読書ボランティアグループとして活動している「そらいろのたね」「虹色のゆめ」「紙ふうせん」の3団体が、読書活動優秀読書ボランティアグループとして表彰されています。

(5) 学校及び公立図書館などの関係機関、民間団体等が連携した取組の推進

読書活動を市全体として取り組めるように、推進する組織の確立に努めてきました。

○ 読書活動日本一のまちづくり推進委員会の設置

【成果】教育委員会、市の関係課(企画政策課、子ども課、保健センター)、小・中学校代表、読書指導担当教諭、学校司書等で構成された「読書活動日本一のまちづくり推進委員会(平成19年度)」を設置し、読書活動の活性化を進めてきました。

《課題》委員会の役割として、それぞれの立場で参加している委員の意見・情報交換だけにとどまらず、読書推進実施計画の企画・立案等まで踏み込めるよう組織の活性化を図る必要があります。

○ 市民一体となった組織の形成

【成果】計画実践のためには、市民の協力を不可欠として考え、平成20年度に、自治会連合会、市PTA連絡協議会、青年団体などの市民団体の代表者等で構成した「出水市読書活動日本一のまちづくり推進会議」を立ち上げ、行政主導ではない、市民主導による読書活動の推進体制を確立してきました。

《課題》第一次推進計画では、結成後、推進大会を含め、市民の参加体制、協力依頼が行われてきましたが、各構成団体の下部組織までいかに浸透させていくかということと同時に、参加団体独自の取組を強化する必要があります。

○ 学校読書活動パネル及びポスター化した「読書標語」「読書短作文」の公共施設等への展示

【成果】学校活動の啓発用としてのパネルは、平成19年度から取り組み、成果作品を、公共施設、図書館、市役所、駅に設置することで、市内外を問わず本市の取組の啓発に大いに役立ちました。また、「読書標語」「読書短作文」は、看板・ポスター化し市内掲示・展示を行い、子どもたちの読書活動を市民が知る良いきっかけとなっています。

《課題》読書標語の看板は木製のため長期に耐えられないこと、また読書標語の募集は毎年行うことから、最新の標語に看板を変える必要があることが課題となっています。

第3章 第二次推進計画の基本的な考え方

1 基本理念

読書によるひとづくり ふるさとづくりのまち 出水市

(1) 計画の目的

読書は、いつでも、どこでも、だれでも、簡単に、また気軽に取り組むことができる自由で、楽しい活動です。子どもたちが、読書を通して、喜び・悲しみ・苦しみ・楽しさなど「感動する心」を培い、本の中に登場する人や動物に共感して気持ちを感じとりながら、その場面を自分なりに思い描けるように「想像する力」を育み、新しい言葉や、知識・情報を取得して、自分の気持ちを相手に伝える力、相手の気持ちを理解できる力（「コミュニケーション能力」）を身に付け、自ら主体的に『生きる力』を学んでいくことが必要です。

また、私たち大人も読書を楽しみながら、『生きる力』を養い、自らを高め、より豊かな人生を送るとともに、読書の大切さを、後世代に伝えていくことも重要です。

そのために、「読書によるひとづくり ふるさとづくりのまち 出水市」を基本理念とし、市民全員が読書活動の実践者として、お互いが連携、協働して、読書活動の推進や読書環境の整備に努めながら、やがては「読書活動日本一のまちづくり」を目指すこととします。

(2) 第二次推進計画の位置付けと性格

この第二次推進計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条の規定に基づいて策定された国の基本計画及び「鹿児島県子ども読書活動基本計画」を基本とし、また、「出水市総合計画^(注21)」と「出水市教育振興基本計画^(注22)」との整合性を保ちつつ、市全体で関係部署が連携を図りながら、推進するものとします。

(3) 推進計画の対象

この推進計画では、子ども(0歳～18歳)を含め、全市民を対象とします。

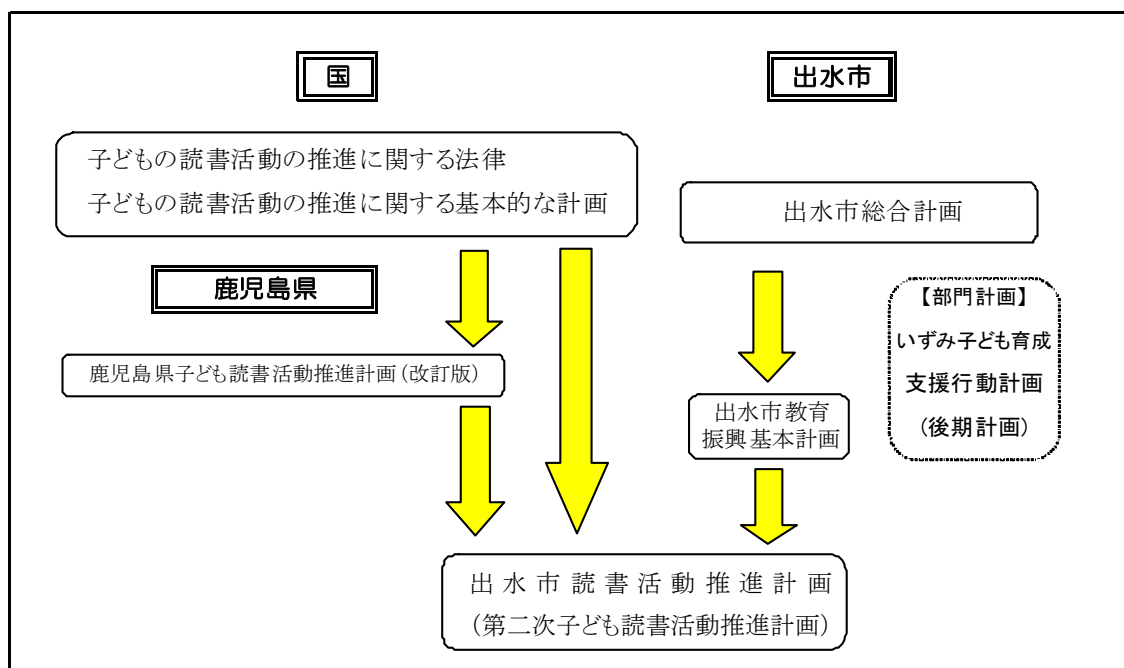
(4) 推進計画の期間

平成24年(2012年)度から平成28年(2016年)度までの5年間とします。

(5) 見直し

この計画は、平成28年度までを計画期間としていますが、この間の社会経済情勢の変化や子どもの読書環境に関する状況の変化等に柔軟かつ適切に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行うこともあります。

《図1》第二次推進計画位置付け関連図



(注21) 第一次出水市総合計画(前期基本計画)

平成19年(2007年)度から平成24年(2012年)度まで

「人と自然が融和した にぎわいある元気都市」

第4章 歴史と文化の薫りが暮らしを彩る教育と住民自治のまちづくり

第1節 生涯学習の推進

施策の概要 5 生涯学習関連施設活用促進

(注22) 出水市教育振興基本計画 平成23年(2011年)度から平成30年(2018年)度まで

「歴史と文化の薫りが暮らしを彩る教育と住民自治のまちづくり」

第2章 本市教育を取り巻く状況

第3節 本市の教育の現状と課題

(6) 読書活動の推進

第3章 平成30年度までに目指すべき教育の姿

第2節 本市の教育の基本方針

(6) 読書活動の推進

第4章 平成25年度までに取り組む施策

第6節 読書活動の推進

- (1) 家庭・地域における読書活動の推進
- (2) 学校等における子ども読書活動の推進
- (3) 公立図書館における読書活動の推進
- (4) 社会的気運醸成のための普及・啓発
- (5) 学校及び公立図書館などの関係機関、民間団体等が連携した取組の推進
- (6) 出水市読書活動(日本一のまちづくり)推進計画の策定

2 第二次推進計画のイメージ図

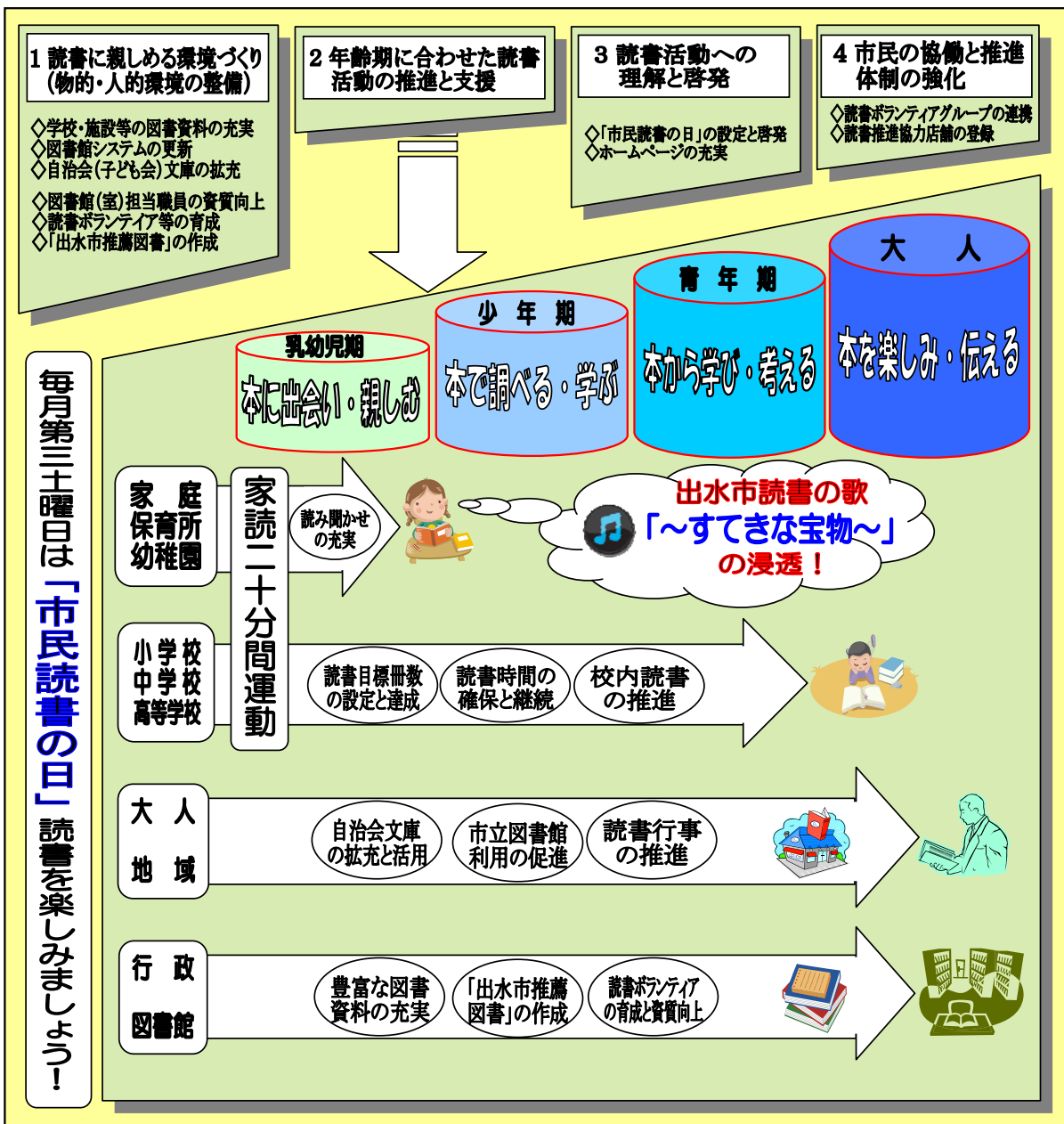
読書活動日本一のまちづくり・「出水市読書活動推進計画（第二次）」（第二次子ども読書活動推進計画）イメージ図

読書によるひとづくり ふるさとづくりのまち 出水市

～いつでも どこでも 本といっしょに～



読書を楽しみながら、感動する心・想像する力・コミュニケーション能力 を身に付け、主体的に **生きる力** を養うために、次の4つの基本方針に沿って、取組を進めます。



「読書活動日本一のまちづくり!」

3 実施主体者の行動目標

基本理念到達を目指して、実施主体(実践)者は、推進計画に沿った読書活動に取り組み、次の行動目標を達成できるように推進していきます。

- (1) **家庭** ……家読(うちどく)20分間運動
- (2) **保育所** ……
- (3) **幼稚園** ……
- (2) (3) } 読み聞かせの充実(朝読書への基礎づくり)
- (4) **小学校** ……年間読書目標冊数の達成と
「出水市推薦図書(小学生用)」の読破
- (5) **中学校** ……年間読書目標冊数の達成と
「出水市推薦図書(中学生用)」の読破
- (6) **高等学校** ……年間読書目標冊数の達成と校内読書の推進
- (7) **大人** ……図書館の利用促進と「出水市推薦図書」の推進
- (8) **地域** ……自治会(子ども会)文庫の拡充と読書行事の推進
- (9) **図書館** ……住民1人当たりの年間貸出目標冊数の達成
- (10) **行政** ……読書環境の整備及びボランティアの育成と読書活動推進の啓発

☆市民全員で取り組みましょう！

「出水市民読書の日」(毎月第3土曜日)

4 基本方針

基本方針1 読書に親しめる環境づくり

家庭・地域・学校・図書館・施設を問わず、子どもたちを含む市民がいつでも、どこでも、読みたい本や読ませたい本が身近にあるように、物的環境(設備・資料等)や人的環境(教職員、司書教諭^(注23)、学校司書等、読書ボランティア等)を整備し、本と子どもと大人が繋がる読書環境を形成していきます。

基本方針2 年齢期に合わせた読書活動の推進と支援

人の成長や発達の段階に応じて、本との出会いの場の提供、読書に親しむ機会の拡充など、それぞれの年齢期に応じた読書活動の推進を図っていきます。

基本方針3 読書活動への理解と啓発

子どもたちが主体的に「生きる力」を養うことが、将来の人づくり、ふるさとづくりに重要な要素であることを認識すると同時に、すべての大人が、読書をすることにより、自らを高め、人生がより豊かなものになるということを理解できるように啓発をしていきます。

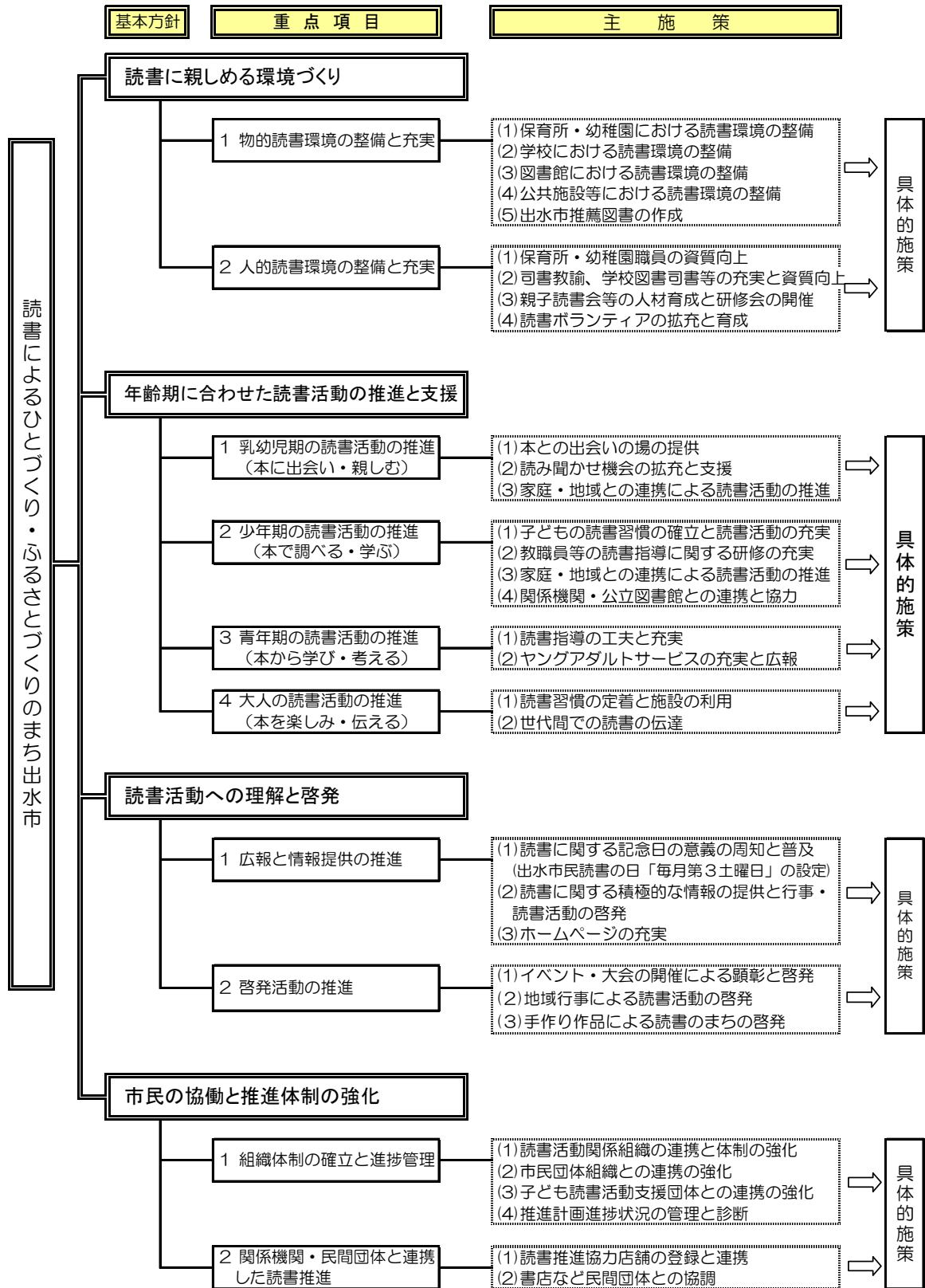
基本方針4 市民の協働と推進体制の強化

読書活動の広報・啓発を継続しながら、家庭、地域、保育所、幼稚園、小・中・高等学校、図書館、行政の全員が「子ども読書活動」の実践者として、読書活動を推進します。また、お互いのネットワーク体制を確立し、計画の総合的・継続的な推進を、共通の認識を持ちながら緊密に連携していきます。

(注23) 司書教諭: 教師の中で学校図書館の専門的職務を担当し、学校図書館を活用した「調べ学習」や読書指導について、校内において中心的な役割を担い、12 学級以上の学校に配置が義務付けられています。

5 施策の体系図

「出水市読書活動推進計画（第二次）」施策体系図



6 具体的な施策の推進

この推進計画で掲げた、四つの基本方針に沿って、それぞれの重点項目や数値目標（重点成果指標）を定めて、具体的に取り組んでいくこととします。

基本方針1 読書に親しめる環境づくり

1 物的読書環境の整備と充実

《視点》 保育所・幼稚園・小・中・高等学校・図書館・公共施設・自治公民館など、施設において、いつでも、どこでも図書に親しめるよう資料の整備や充実を図っていきます。

(1) 保育所・幼稚園における読書環境の整備

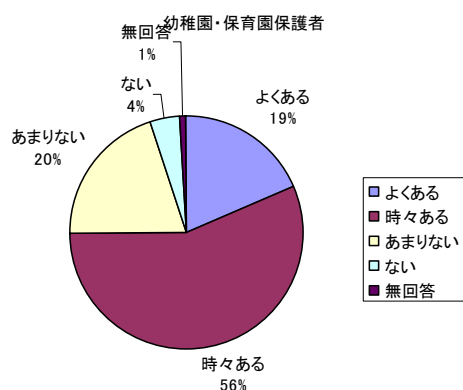
保育所・幼稚園は、家庭と同じように子どもが一日の多くの時間を過ごす場所であり、子どもの心身の成長に深い関わりを持っています。

本との出会いの場として、資料の充実に努めます。

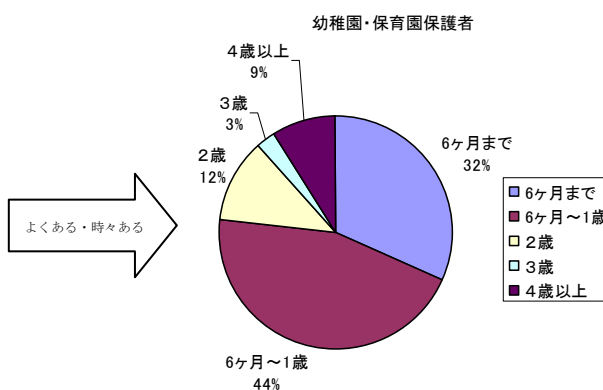
- ① 市内全保育所・幼稚園に園児たちが気軽に読書に親しめる図書コーナーの設置を推進します。
- ② 園児向けの各園内の図書資料(絵本等)の充実を図ります。
- ③ 公立図書館の団体貸出を活用して、資料の充実に努めます。
- ④ 保護者への図書の貸出を実施します。

アンケート抜粋

Q. 子どもに読み聞かせをしていますか？



Q. 初めて子どもに本を読んであげたのはいつ？



※ 家庭では、子どもと本との出会いは、7割以上が1歳までに行われています。まだ出会っていない乳幼児の出会いの場として、また、本に親しめる空間の場として、保育所・幼稚園の読書環境の整備が重要です。

(2) 学校における読書環境の整備

学校は、子どもの生活の中で、一日の長い時間を過ごす場所です。小学生の時期は文字を覚え、興味の対象を広げながら、友達との会話や授業、自由読書などを通して、言葉や本に親しむ機会が限りなく増えてきます。また、友達との交流の中で様々な人間関係を経験したり、生活体験の幅も急速に広がったりします。

子どもたちが、読書に親しみながら、自ら主体的・意欲的に読書に取り組めるように、設備や資料の充実を図るために、次の取組を進めます。

- ① 地域住民に開かれた学校図書館の整備・充実に努めます。
- ② 学校(特に大規模校)の余裕教室を読書室に活用するなど、読むスペースの確保に努めます。
- ③ 小・中学校において、学校図書館図書基準^(注24)を満たすように、図書資料の充実を推進します。
- ④ 調べ学習に対応できる図書館の充実に努めます。
- ⑤ 市内の高等学校の図書資料の充実を働きかけます。
- ⑥ 学校図書館と連携した学級文庫、図書コーナーの充実に努めます。
- ⑦ 子どもたちが、自発的に図書館に出かけるための、空間づくりや、掲示・飾りに工夫を凝らした特色のある学校図書館づくりを支援します。
- ⑧ 老朽化している学校図書館施設・設備の整備に努めます。
- ⑨ 学校図書館支援センター^(注25)の設置を検討します。

☆重点成果指標

充足率 100%を満たす学校の割合

内容	年度	24年度	中間年度	28年度
小学校図書館図書の充足率(100%の学校)		80%	90%	100%
中学校図書館図書の充足率(100%の学校)		50%	70%	100%

※平成 24 年 3 月末現在、小学校14校、中学校7校

(注24) 学校図書館図書基準:公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、平成5年3月に文部科学省が定めたものです。(学校種別及び学級数によって、算定方法が定められています。)

(注25) 学校図書館支援センター:学校図書館間の連携や各学校図書館の運営、地域開放に向けた支援など、学校図書館の様々な取組に対して支援を行うものです。

○学校図書館図書基準による蔵書算定方法(盲・聾・養護学校は、別に定められている。)

学級数	蔵書冊数(小学校)	蔵書冊数(中学校)
1	2,400	4,800
2	3,000	4,800
3~6	$3,000 + 520 \times (\text{学級数} - 2)$	$4,800 + 640 \times (\text{学級数} - 2)$
7~12	$5,080 + 480 \times (\text{学級数} - 6)$	$7,360 + 560 \times (\text{学級数} - 6)$
13~18	$7,960 + 400 \times (\text{学級数} - 12)$	$10,720 + 480 \times (\text{学級数} - 12)$
19~30	$10,360 + 200 \times (\text{学級数} - 18)$	$13,600 + 320 \times (\text{学級数} - 18)$
31~	$12,760 + 120 \times (\text{学級数} - 30)$	$17,440 + 160 \times (\text{学級数} - 30)$

【例】18学級ある小学校は、10,360冊。15学級ある中学校は、12,160冊。

(3) 図書館における読書環境の整備

図書館は、子どもから大人まで、豊富な資料の中から、自由に選択し、自発的に利用することができる施設であり、子どもを含めた市民の読書活動の知の拠点としての役割を担っています。

図書館における重点目標として掲げた数値目標「住民一人当たりの貸出冊数8冊」を達成するために、具体的には次の取組を進めながら、図書館の読書環境を整備します。

- ① 読書活動を推進するまちとして、蔵書の充実に努めます。
- ② 子どもも大人も魅力ある本に出会えるように、住民のニーズに応じ、バランスの取れた本を選書、収集し、図書資料の充実に努めます。
- ③ 総合的な学習の時間、調べ学習、レファレンスに対応する参考資料や、郷土資料、行政資料、学習・研究を支援する図書の充実に努めます。
- ④ 障害のある方々や高齢者に配慮し、大活字本等の図書資料の充実と、拡大鏡の設置等に努めます。
- ⑤ 全図書館において、オムツ換え、授乳室の設置や図書館カート、ベビーベッドの配置など利用しやすい設備の充実に努めます。
- ⑥ 図書館システムをインターネットによる図書予約可能なシステムに更新します。また、インターネットが利用できる施設の整備に努めます。
- ⑦ 移動図書館車ステーションの拡大と効率的運用を図ります。

☆重点成果指標

※図書館基本数値目標(人口55,000人として換算)

内容 \ 年度	平成24年度	中間年度	平成28年度
住民1人当たりの貸出冊数目標 (貸出冊数総数換算)	6冊 (約33万0,000冊)	7冊 (約38万5,000冊)	8冊 (約44万0,000冊)



(4) 公共施設等における読書環境の整備

子ども、大人の読書活動を推進するうえでは、様々な場所において、本に親しむ機会を積極的に提供することが大切です。いつでも、どこでも、読書に親しめる機会が持てるよう、みんなが集まる公共施設や身近な施設としての自治公民館に「小文庫(自治会文庫等)」を設置し、利活用できるよう支援していきます。

- ① 公共施設等に図書コーナーを設置し、図書資料の充実に努めます。
- ② 自治会(子ども会)文庫の設置を推進し、その利活用を支援していきます。
- ③ 図書館で除籍した図書資料(リサイクル図書)等を、自治会文庫、学校、児童クラブ等に配布し、有効活用を図ります。
- ④ 返却ポストの拡充を推進します。

☆重点成果指標

内容	年度	平成24年度	中間年度	平成28年度
自治会(子ども会)文庫の設置		60館	80館	100館

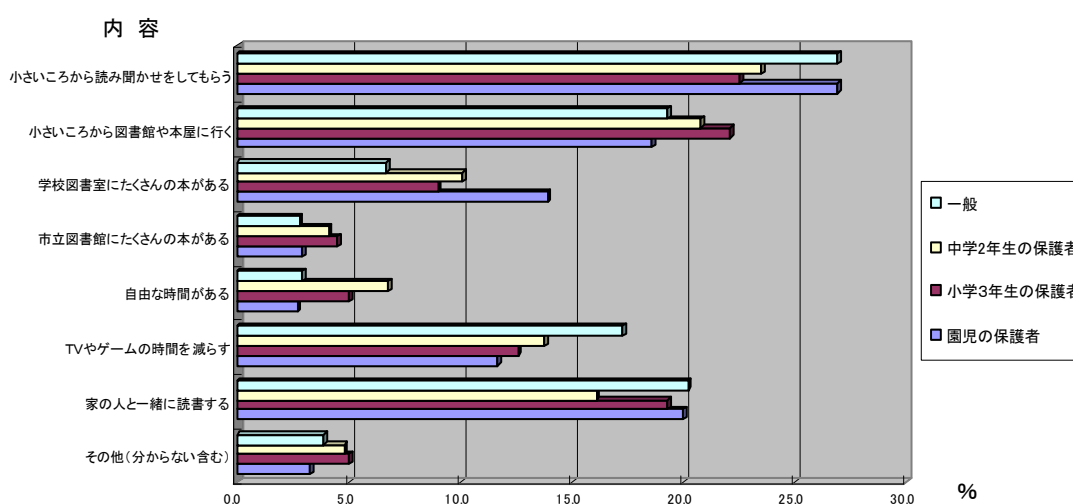
目標:全自治会の40%

(5) 出水市推薦図書の作成

- ① 出水市民に読んでほしい「出水市推薦図書」のリストを作成し、各年代でその推薦図書の読破を目指します。

アンケート抜粋

Q. どのようにしたらもっと本を読むと思いますか？



2 人的読書環境の整備と充実

《視点》 読書による人づくり、まちづくりを進めるためには、読書の質を高め、同時にそれを支える人たちの育成が重要です。地域や保護者の中で、新たに読書活動を支援できる人材の育成と同時に、より専門知識を備えた読書活動推進の人材育成が重要です。

(1) 保育所・幼稚園職員の資質向上

- ① 保育所・幼稚園職員を対象とした読書活動研修会を開催します。
(単独及び小・中学校との合同研修会の開催)
- ② 読書活動に関する外部研修の参加を支援します。

(2) 司書教諭、学校司書等の充実と資質向上

- ① 小・中学校の司書教諭及び学校司書等を継続して配置します。
- ② 司書教諭及び学校司書等のスキルアップのための研修会を実施します。(全体研修として、保・幼・小・中・高の合同研修会を実施します。)
- ③ 各種研修会や講習会に積極的に参加し、職員の資質の向上を図り、適切な配置に努めます。
- ④ 学校図書館と公立図書館の司書等の連携を行う担当図書館司書や学校図書館支援アドバイザー^(注26)の配置を検討します。

(3) 親子読書会等の人材育成と研修会の開催

- ① 保・幼・小・中学校の親子読書会の育成を推進します。
- ② 親子読書会のスキルアップのための研修会等を開催します。

(4) 読書ボランティアの拡充と育成

- ① 市民を対象に「読書ボランティア養成講座」等を開催し、積極的に読書ボランティアの育成と資質の向上に努めます。
- ② 市内読書ボランティアグループと情報提供や研修を行ったり、スキルアップ研修会への参加を支援していきます。
- ③ 自治会文庫の利活用や自治会内での読書活動の推進を図るために、自治会内に地域読書ボランティアの育成を図っていきます。

(注26) 学校図書館支援アドバイザー:各学校図書館との連携を図りながら、学校図書館の読書活動・運営等に対して指導や助言などの支援を行う専門の職員のことです。

基本方針2 年齢期に合わせた読書活動の推進と支援



1 乳幼児期の読書活動の推進(本に出会い・親しむ)

《視点》 保育所・幼稚園・保健センター・図書館などでの、読み聞かせやおはなし会を通して、本と出会い、本に親しんでいけるように努めます。

(1) 本との出会いの場の提供

- ① ブックスタート事業を継続します。
- ② 保育所・幼稚園に図書(絵本)コーナーの設置や公立図書館と連携した図書資料の拡充を行い、読書に親しむ環境の充実を図ります。

(2) 読み聞かせ機会の拡充と支援

- ① 図書館との連携を強化します。(乳幼児向け読み聞かせ会、各図書館定期読み聞かせ会、その他不定期読み聞かせ会や親子読書教室の開催)
- ② 読書ボランティア・親子読書会等による出前読み聞かせ会を実施します。
- ③ 保護者・地域への啓発活動を推進します。(広報資料・チラシ等の作成)

(3) 家庭・地域との連携による読書活動の推進

- ① 家庭内で、「週一家読^{うちどく}20分間運動^(注27)」を推進します。
- ② 保護者・親子読書会・読書ボランティアとの連携と充実を図ります。

☆重点成果指標

(読み聞かせ会)

内容 \ 年度	平成24年度	中間年度	平成28年度
読み聞かせ会の開催	150回	160回	170回
	2,000人	2,250人	2,500人

(注27) 家読20分間運動:家読は、家庭読書の略で「うちどく」と読み、家読は朝読(朝の読書)の家庭版で、家庭で家族と一緒に読書し、感想を話し合うことにより家族のコミュニケーションを深めるもの。家読に難しいきまりやルールはなく、どんなやり方でもOKで、家族で読書の習慣を共有することが基本です。家読20分間運動は、第二次推進計画策定にあたり、乳幼児から少年期までを対象とした家庭で、家読を週に1回は20分間取り組みましょうと提案するものです。

2 少年期の読書活動の推進（本で調べる・学ぶ）

《視点》 小・中学校は、子どもたちが自ら学び、自ら考え、よりよく生きていこうとする力をはぐくむ場所です。読書に親しみ、読書習慣を形成させ、子どもたちの主体的・意欲的な学習を支援するために、学校図書館を核とした、読書活動の推進を図っていきます。

(1) 子どもの読書習慣の確立と読書活動の充実

- ① 朝の10分間読書活動の推進を継続します。
- ② 年間読書目標を小学校1人100冊、中学校1人50冊として、「出水推薦図書」を読破しながら、取り組みます。（本の完読に重点をおきます。）
- ③ 国語科「読むこと」との関連を踏まえた読書活動を推進します。
- ④ 読書大好きっ子短作文・読書標語の募集を継続します。
- ⑤ 「出水市読書の歌～すてきな宝物～」^(P7参照)の浸透を図ります。
- ⑥ 子ども司書を認定し、児童・生徒による校内の読書活動の推進を強化します。

(2) 教職員等の読書指導に関する研修の充実

- ① 読書指導に関する「校内研修」の充実を図ります。
- ② 読書活動実践事例(パネル)を作成し、紹介(展示)します。
- ③ 読書指導担当者等研修会及び外部研修会へ積極的に参加します。

(3) 家庭・地域との連携による読書活動の推進

- ① 家庭内で、「週一家読^{うちどく}20分間運動」を推進します。
- ② 保護者・親子読書会・読書ボランティア・自治会等との連携と強化を図ります。
- ③ 地域と連携し、長期休業中における朝読み・夕読みを推進します。

(4) 関係機関・公立図書館との連携と協力

- ① 公立図書館との連携を強化し、公立図書館を活用します。
- ② 蔵書管理システムの導入(学校)による蔵書の相互貸借を推進します。

☆重点成果指標

推薦図書の読破と学校図書館貸出利用向上を目指して！

内容	年度	平成24年度	中間年度	平成28年度
推薦図書の読破（全小学生）		20%	50%	80%
学校図書館貸出利用(小学校)		70%	80%	90%
学校図書館貸出利用(中学校)		50%	60%	70%

3 青年期の読書活動の推進(本から学び・考える)

《視点》 青年期は、読書を通して様々なことに興味・関心を広げ、自分自身の生き方を考える時期になります。小・中学校で養った読書習慣を高等学校においてより確かなものにし、読書力の増進とともに、将来の自分の夢実現に向けた取組を強化していきます。また、生徒の実態に応じた読書指導計画を作成し、様々な教育活動を通じて、生徒一人一人が、読書に興味・関心を抱き、幅広い作品に触れられるように、環境の整備に努めていきます。

(1) 読書指導の工夫と充実

- ① 朝読書を含めた校内読書の活動を推進します。
- ② 年間読書目標を1人30冊として、「出水推薦図書」を読破しながら、取り組みます。(本の完読に重点をおきます。)
- ③ ヤングアダルト^(注12参照)が薦める「本リスト」を作成します。
- ④ 図書委員会の活動を充実します。

(2) ヤングアダルトサービスの充実と広報

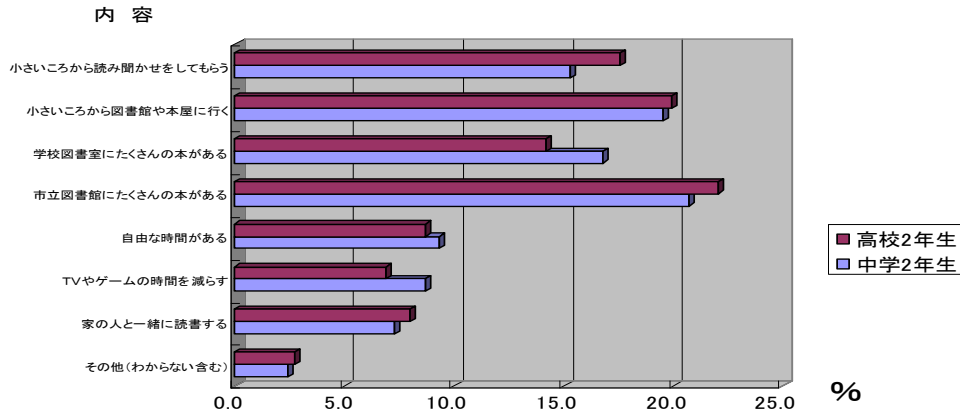
- ① 地域住民及び小・中学生との読書体験の交流を支援します。
- ② 「ヤングアダルト向け情報誌」の発行を継続します。

☆重点成果指標 (市内5高等学校)

内容	年度	平成24年度	中間年度	平成28年度
年間読書目標達成の割合		60%	70%	80%

アンケート抜粋

Q. どのようにしたらもっと本を読むと思いますか？



4 大人の読書活動の推進（本を楽しみ・伝える）

《視点》 自らが、本を好きになり、あらゆる機会とあらゆる空間で、読書を楽しみ、読書を通して、先人の知恵や勇気、人間の優しさに触れ、生きる喜びが満たされるということを実感し、後世代に読書のすばらしさを伝えていくことが肝要です。

(1) 読書習慣の定着と施設の利用

- ① 「いつでも どこでも 本といっしょに！」のキャッチフレーズのもと、少しの時間を見つけて、読書に取り組みます。
- ② 常に、いつでも、どこでも、本を携える運動を推進します。
- ③ 「出水推薦図書」の読破を目指します。（本の完読に重点を置きます。）
- ④ 私のお薦めの1冊の本(宝物)を紹介します。
- ⑤ 図書館や移動図書館等を利用することを目標に掲げます。

(2) 世代間での読書の伝達

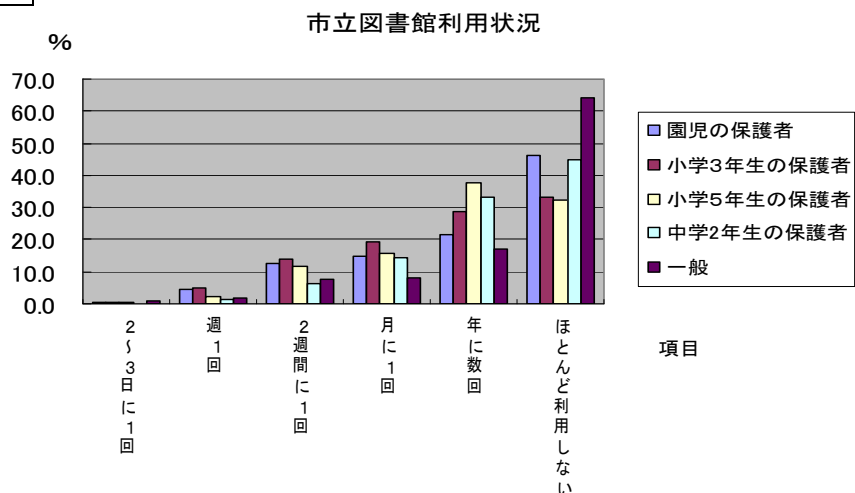
- ① 子どもたちが読む推薦図書を読み、読書の楽しさを分かち合います。
- ② 家庭で、地域で、読み聞かせの場を作ります。

☆重点成果指標

1年間に1回以上図書館・移動図書館を利用する割合

内容	年度	平成24年度	中間年度	平成28年度
公立図書館・移動図書館車の利用 (年間利用率)		60%	70%	80%

アンケート抜粋



基本方針3 読書活動への理解と啓発

1 広報と情報提供の推進

《視点》 子どもたちが読書の楽しさや大切さを自覚し、自主的に読書を続けるためには、保護者や教師、地域の子どもたちを取り巻くすべての大人が読書の必要性を理解することが不可欠です。第二次推進計画においても取り組む様々な活動が、読書による人づくり、まちづくりにつながり、やがては「読書活動日本一のまちづくり」を目指しているということが、市民に理解され、あらゆる場面、場所で読書活動が推進されるよう広報を継続していくこととします。

(1) 読書に関する記念日の意義の周知と普及

- ① 広報紙やホームページを活用して、「読書活動」に関する情報の周知や普及を行っていきます。

読書に関する記念日等

○ 子ども読書の日	4月23日
○ 子ども読書週間	4月23日～5月23日
○ 文字・活字文化の日	10月27日
○ 読書週間	10月27日～11月9日
○ 子どもと一緒に読書の日	毎月23日
◎ 読書強調月間	10月11日～11月11日(市内学校)

- ② 「出水市民読書の日(毎月第3土曜日)」を設定し、周知と啓発に努めます。

出水市民読書の日(毎月第3土曜日)の広報・啓発と定着

(2) 読書に関する積極的な情報の提供と行事・読書活動の啓発

- ① 広報紙・ポスター・チラシによる情報提供と同時に、各年代、団体等に向けた啓発資料を作成し、周知の徹底を図っていきます。

(3) ホームページの充実

- ① 「読書活動推進」のホームページを活用し、市の読書活動情報を、市内外へ発信して、啓発を行っていきます。

2 啓発活動の推進

《視点》 身近な読書活動の事例紹介や、地道な読書活動を実践している団体、活発な活動を展開している学校の事例発表など、読書の楽しさ、多様さに直接触れたり、また、優秀な読書活動グループ・団体・学校・個人（標語・短作文等）を顕彰する機会に参加したりすることは、初めて、読書活動に取り組もうとする市民にとって、きっかけの場として、とても重要です。

(1) イベント・大会の開催による顕彰と啓発

- ① 「読書活動日本一のまちづくり推進大会」を開催し、活動事例の紹介や読書標語の掲示を行い、優秀な読書活動を推進している団体等を表彰し、その活動を支援していきます。

大会内容については、年度毎に計画し、開催していくこととします。

併せて、市民への啓発となる「合同おはなし会」や読書イベントを計画し、読書活動に対する意欲を深めていきます。

(2) 地域行事による読書活動の啓発

- ① 地区・地域における読書活動の行事を支援し、他地域のモデルケースとして広報・啓発を進めていきます。
- ② 子ども会活動の計画の中に「読書活動」を取り入れるように推進していきます。

(3) 手作り作品(しおり等)による読書のまちの啓発

- ① 手作り作品(しおり等)ボランティア^(注28)の団員を育成します。
- ② 読書に関係する手作り作品(しおり等)を作成し、イベント等で配布を行い、啓発を進めます。

手作り作品(しおり)



(注28) 手作り作品(しおり等)ボランティア:読書に関する手作り作品を制作するボランティア(市民から募集して、団員として登録します。)

基本方針4 市民の協働と推進体制の強化

《視点》 市全体に読書活動を進めるためには、読書活動実践者である家庭、地域、学校等、図書館、行政、団体、グループ間との連携が不可欠です。現行組織の連携強化を図りながら、親子読書会・読書ボランティアグループ・個人の読書ボランティアや民間団体等との連携を進める組織体勢の確立が重要です。また、実践の進捗管理を実践書としてまとめ、発行し、住民への周知を継続していく必要があります。

1 組織体制の確立と進捗管理

(1) 読書活動関係組織の連携と体制の強化

- ① 新たに設置された、「読書推進課」を起点として、すでに整備されている行政内の「読書活動関係部課長会」、教育委員会・学校・市長部局で構成された「読書活動日本一のまちづくり推進委員会」の連携を強化し、積極的な推進策の展開を図っていきます。

(2) 市民団体組織との連携の強化

- ① 「読書活動日本一のまちづくり推進会議」の構成メンバーである市民団体においては、独自の活動目標をたて、自主的な読書活動を組織ぐるみで推進していきけるよう支援していきます。

(3) 子ども読書活動支援団体との連携の強化

- ① 読書ボランティアグループの連携を図るため、連絡協議会を立ち上げ、地域内での学校や子ども会・自治会での読書活動を積極的に支援していきます。

(4) 推進計画進捗状況の管理と診断

- ① ワーキンググループ^(注29)を中心に、毎年、推進計画の各項目を診断・評価し、実践書を発行しながら、進捗状況を管理し、公表していきます。
- ② 住民アンケートを行い、推進計画に基づいて進められている読書活動の住民理解度を確認していきます。

(注29) ワーキンググループ: 読書活動を推進している関係課担当職員等で構成された会

2 関係機関・民間団体と連携した読書推進

(1) 読書推進協力店舗の登録と連携

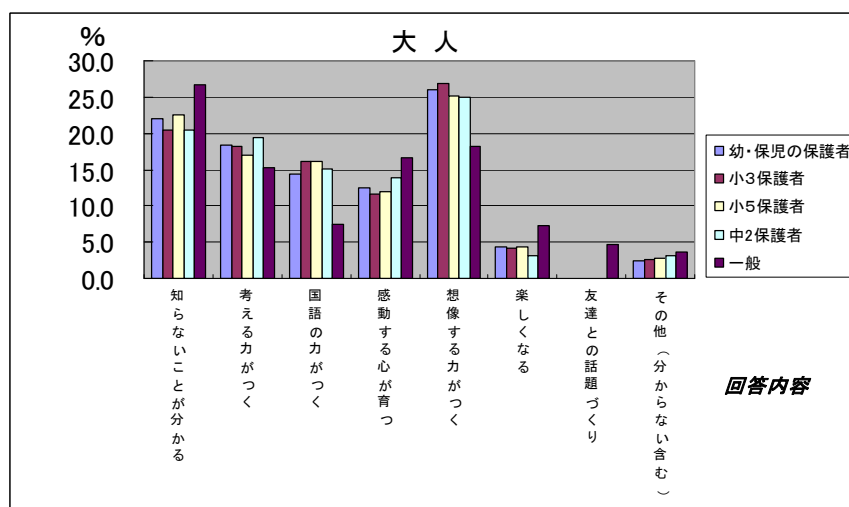
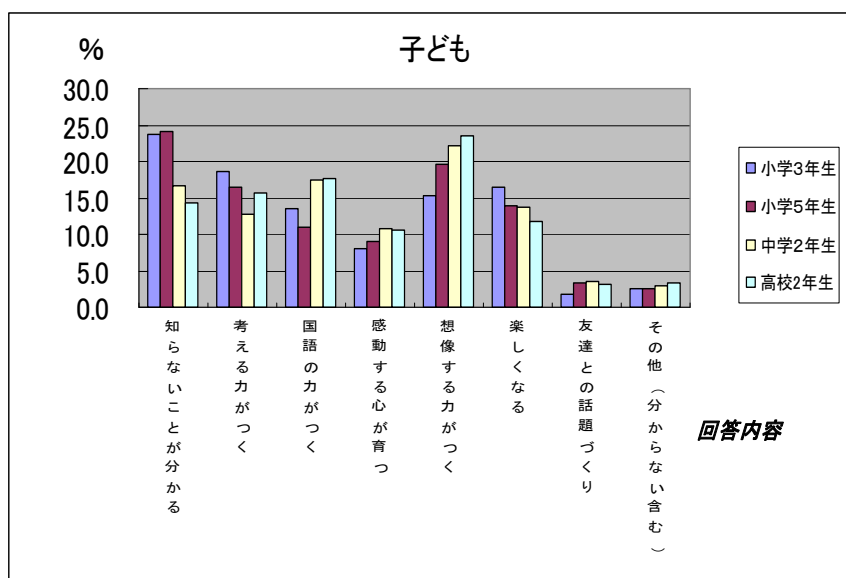
- ① 広報・啓発を含めた、読書推進を支援してくれる店舗等を読書推進の協力店として登録し、読書活動推進のための情報提供など、連携を図っていきます。

(2) 書店など民間団体との協調

- ① 市内各書店と図書館との情報交換や連携の充実を図っていきます。
 ② 読書活動推進を支援してくれる民間団体との連携を図ります。

市民が思う「読書の大切さ」(アンケート調査から抜粋)

Q : あなたは、読書の大切さは何だと思いますか？(3つ以内選択)

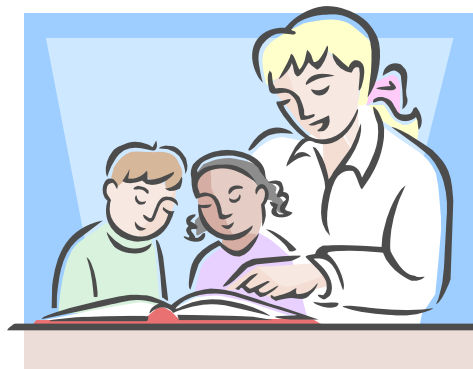


7 具体的な施策の実施体系表

基本方針	重点項目	主施策(具体的な施策)	事業区分	担当・所管課
読書に親しめる環境づくり	一 物的読書環境の整備と充実	(1) 保育所・幼稚園における読書環境の整備		—
		① 保育所・幼稚園に図書コーナーの設置	継続	こども課・教育総務課
		② 園児向け図書資料の充実	継続	こども課・教育総務課
		③ 公立図書館団体貸出の活用	拡充	こども課・学校教育課
		④ 保護者貸出の実施	拡充	こども課・学校教育課
		(2) 学校における読書環境の整備	—	—
		① 地域住民に開かれた学校図書館	継続	学校教育課
		② 余裕教室の有効活用	新規	教育総務課・学校教育課
		③ 小・中学校図書館図書資料の充実	継続	教育総務課・学校教育課
		④ 調べ学習に対応できる学校図書館の充実	継続	教育総務課・学校教育課
		⑤ 高等学校の図書資料充実の支援	新規	読書推進課・出水商業高校・学校教育課
		⑥ 学級文庫、図書コーナーの充実	継続	学校教育課
		⑦ 工夫を凝らした学校図書館づくり	継続	学校教育課・読書推進課
		⑧ 学校図書館施設、設備の整備と維持補修	継続	教育総務課
		⑨ 学校図書館支援センターの設置検討	継続	読書推進課・教育総務課・学校教育課
		(3) 図書館における読書環境の整備	—	—
		① 蔵書の充実	継続	読書推進課・(図書館)
		② 多様なニーズに応えられる豊富な本の確保	継続	読書推進課・(図書館)
		③ 総合的な学習の参考資料、郷土資料・行政資料等の充実	継続	読書推進課・(図書館)
	④ 特別支援のための図書資料等の充実	継続	読書推進課・(図書館)	
	⑤ 利用しやすい設備の充実	継続	読書推進課・(図書館)	
	⑥ 図書館システムの更新とIT機器の整備	新規	読書推進課・(図書館)	
	⑦ 移動図書館車ステーションの拡大	拡充	読書推進課・(図書館)	
(4) 公共施設等における読書環境の整備	—	—		
① 公共施設等の図書資料の充実と整備	拡充	読書推進課・生涯学習課		
② 自治会(子ども会)文庫の設置と拡充	拡充	読書推進課・生涯学習課		
③ 除籍図書の有効活用	継続	読書推進課・(図書館)		
④ 返却ポストの拡充	拡充	読書推進課・(図書館)		
(5) 出水市推薦図書の作成	—	—		
① 出水市推薦図書の作成	新規	読書推進課・生涯学習課・学校教育課		
二 人的読書環境の整備と充実	(1) 保育所・幼稚園職員の資質向上	—	—	
	① 職員を対象とした読書活動研修会の開催	継続	こども課・学校教育課	
	② 外部研修会参加への支援	継続	学校教育課・読書推進課	
	(2) 司書教諭、学校図書司書等の充実と資質向上	—	—	
	① 小・中学校の司書教諭及び学校図書司書の配置継続	継続	学校教育課・教育総務課	
	② 司書教諭及び学校図書司書の研修会の実施	継続	学校教育課・読書推進課	
	③ 研修会・講習会への積極的参加と教職員の資質の向上	継続	学校教育課・読書推進課	
	④ 学校図書館支援アドバイザーの検討	新規	読書推進課・学校教育課	
	(3) 親子読書会等の人材育成と研修会の開催	—	—	
	① 親子読書会の育成	継続	読書推進課・学校教育課	
	② 親子読書会の資質向上のための研修会等の開催	継続	読書推進課・学校教育課	
	(4) 読書ボランティアの拡充と育成	—	—	
	① 読書ボランティア養成講座等の開催	継続	読書推進課・生涯学習課	
	② 読書ボランティアグループの資質向上の支援	継続	読書推進課	
③ 読書ボランティア(個人ボランティア)の育成	継続	読書推進課・生涯学習課		

基本方針	重点項目	主施策(具体的な施策)	事業区分	担当・所管課
年齢期に合わせた読書活動の推進と支援	一 読書活動の乳幼児期の推進	(1) 本との出会いの場の提供	—	—
		① ブックスタート事業の実施	継続	保健センター・読書推進課
		② 絵本コーナーの活用及び公立図書館資料の活用	継続	こども課・学校教育課
		(2) 読み聞かせ機会の拡充と支援	—	—
		① 図書館と連携した読み聞かせ会の開催	継続	読書推進課・(図書館)
		② 読み聞かせ出前講座の実施	拡充	読書推進課・こども課・学校教育課
	二 少年期の読書活動の推進	③ 保護者・地域への啓発活動	継続	読書推進課・こども課・学校教育課
		(3) 家庭・地域との連携による読書活動の推進		
		① 「週一家読20分間運動」の推進	新規	読書推進課・こども課・学校教育課
		② 保護者・地域への啓発活動	継続	読書推進課・こども課・学校教育課
		(1) 子どもの読書習慣の確立と読書活動の充実		—
		① 朝の10分間読書の推進の継続	継続	学校教育課
	② 年間読書目標の設定と推進	継続	学校教育課	
	③ 国語科「読むこと」との関連を踏まえた読書活動の推進	新規	学校教育課	
	④ 読書大好き子短作文・読書標語の募集	継続	学校教育課	
	⑤ 『出水市読書の歌～すてきな宝物～』の周知	新規	学校教育課・読書推進課・生涯学習課	
	⑥ 子ども司書の認定	新規	学校教育課・読書推進課	
	三 青年期の読書活動の推進	(2) 教職員等の読書指導に関する研修の充実		—
		① 読書指導に関する「校内研修会」の開催	継続	学校教育課
		② 読書活動実践パネルの作成と展示	継続	学校教育課
		③ 読書指導担当者研修会及び外部研修会への参加	継続	学校教育課・読書推進課
		(3) 家庭・地域との連携による読書活動の推進		—
		① 「週一家読20分間運動」の推進	新規	読書推進課・生涯学習課・学校教育課
	② 保護者・読書ボランティア・自治会等との連携と充実	継続	読書推進課・生涯学習課・学校教育課	
③ 長期休業中の朝読み・夕読みの推進	拡充	読書推進課・生涯学習課		
四 大人の読書活動の推進	(4) 関係機関・公立図書館との連携と協力		—	
	① 公立図書館との連携と活用	継続	読書推進課・(図書館)・生涯学習課	
	② 蔵書管理システムの活用	拡充	読書推進課・学校教育課	
	(1) 読書指導の工夫と充実		—	
	① 朝読書の活動推進	拡充	読書推進課・商業高校	
	② 年間読書目標冊数の設定と推進	継続	読書推進課・商業高校	
③ お薦め本のリスト作成	新規	読書推進課・商業高校		
④ 図書委員会の活動の活性化	継続	読書推進課・商業高校		
四 大人の読書活動の推進	(2) ヤングアダルトサービスの充実と広報		—	
	① 地域住民及び小・中学生との交流会の開催	継続	読書推進課・生涯学習課	
	② 「ヤングアダルト」向け情報誌の発行	継続	読書推進課・(図書館)	
	(1) 読書習慣の定着と施設の利用			
	① 自分にあつた読書活動の推進	継続	読書推進課・生涯学習課	
	② 本を携える運動の推進	新規	読書推進課・生涯学習課	
③ 出水市推薦図書の読破	新規	読書推進課・生涯学習課		
④ お薦め本の紹介	継続	読書推進課・生涯学習課		
⑤ 図書館・移動図書館車の利用促進	継続	読書推進課・生涯学習課		
四 大人の読書活動の推進	(2) 世代間での読書の伝達		—	
	① 子ども読書の理解	継続	読書推進課・生涯学習課	
	② 読み聞かせ会への参加と実践	継続	読書推進課・生涯学習課	

基本方針	重点項目	主施策(具体的な施策)	事業区分	担当・所管課	
読書活動への理解と啓発	一 広報と情報提供の推進	(1) 読書に関する記念日の意義の周知と広報		—	
		① 広報紙・ホームページ等の活用による周知	継続	読書推進課・生涯学習課 学校教育課・企画政策課	
		② 出水市民読書の日の設定と広報・啓発	新規	読書推進課・生涯学習課 学校教育課・企画政策課	
	二 啓発活動の推進	(2) 読書に関する積極的な情報の提供と行事・読書活動の啓発		—	
		① 広報紙・ポスター・チラシによる啓発	継続	読書推進課・(図書館)・企画政策課	
		(3) ホームページの充実		—	
	市民の協働と推進体制の強化	一 組織管理体制の確立と	① 読書活動推進専用ホームページの作成	新規	読書推進課
			(1) イベント・大会の開催による顕彰と啓発		—
			① 読書活動日本一のまちづくり推進大会等の開催	継続	読書推進課・生涯学習課・学校教育課
		二 団体と連携した読書推進	(2) 地域行事による読書活動の啓発		—
① 地域行事の支援とモデル事例の広報・啓発			新規	読書推進課・生涯学習課	
② 子ども会活動の中での読書活動の推進			拡充	読書推進課・生涯学習課	
市民の協働と推進体制の強化	一 組織管理体制の確立と	(3) 手作り作品による読書のまちの啓発		—	
		① 手作りボランティアの募集と育成	新規	読書推進課・青年の家	
		② 読書に関する手作り作品の作成と配布	新規	読書推進課・青年の家	
		(1) 読書活動関係組織の連携と体制の強化		—	
	二 団体と連携した読書推進	① 読書活動日本一のまちづくり推進委員会の連携の強化	継続	読書推進課・学校教育課・生涯学習課	
		(2) 市民団体組織との連携の強化		—	
		① 読書活動日本一のまちづくり推進会議の連携と支援	継続	読書推進課・生涯学習課・学校教育課	
		(3) 子ども読書活動支援団体との連携の強化		—	
二 団体と連携した読書推進	① 読書ボランティアグループの連絡会の結成と育成	新規	読書推進課・生涯学習課		
	(4) 推進計画進捗状況の管理と診断		—		
	① ワーキンググループによる推進計画の診断と評価	継続	読書推進課・生涯学習課・こども課 学校教育課・保健センター		
	② 住民アンケートの実施	継続	読書推進課		
二 団体と連携した読書推進	(1) 読書推進協力店舗の登録と連携		—		
	① 読書推進協力店舗の登録と連携	新規	読書推進課		
二 団体と連携した読書推進	(2) 書店など民間団体との協調		—		
	① 市内各書店との連携	継続	読書推進課		
		② 読書活動推進を支援してくれる民間団体との連携	継続	読書推進課	



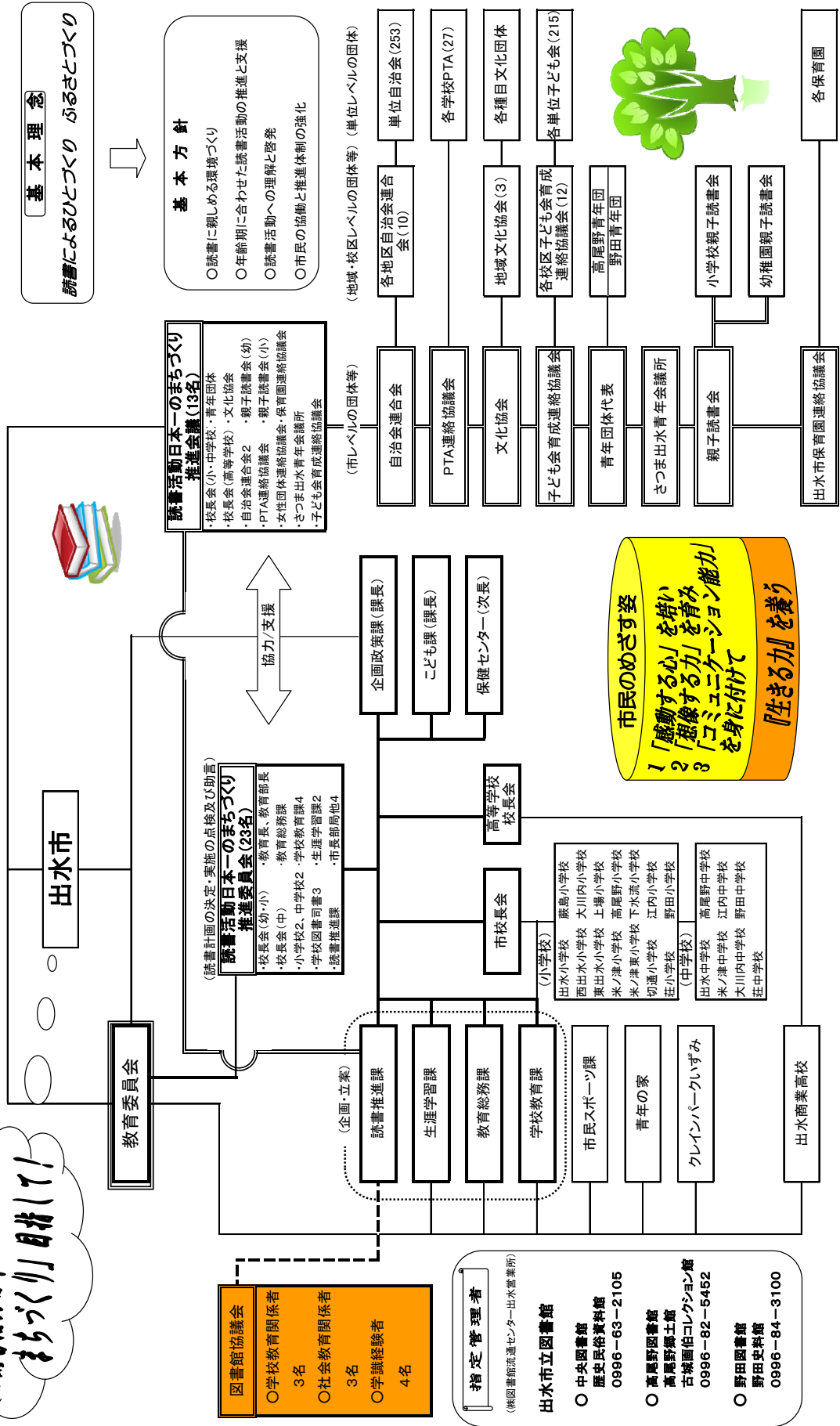
「読書活動日本一のまちづくり」目指して!

出水市読書活動推進計画 H24. 4

キャッチフレーズ
~いつでも どこでも 本とっしょに!~

基本理念
読書によるひとづくり ふるさとづくり

基本方針
○読書に親しめる環境づくり
○年齢期に合わせた読書活動の推進と支援
○読書活動への理解と啓発
○市民の協働と推進体制の強化



- 図書館協議会**
- 学校教育関係者 3名
 - 社会教育関係者 3名
 - 学識経験者 4名

- 指定管理者**
(制図書館流通センター-出水営業所)
- 出水市立図書館**
- 中央図書館 0996-63-2105
 - 歴史民俗資料館
 - 高尾野図書館 0996-82-5452
 - 高尾野郷土館 古地図・旧コレクション
 - 野田図書館 0996-84-3100



資 料 編

- 子どもの読書活動の推進に関する法律
- 文字・活字文化振興法
- 国民読書年に関する決議
- 国民の読書推進に関する協力者会議
- 出水市読書活動推進計画策定経過及び策定委員等

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日法律第五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

文字・活字文化振興法

(平成十七年七月二十九日法律第九十一号)

(目的)

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの(以下この条において「文章」という。)を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力(以下「言語力」という。)の涵養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

◆国民読書年に関する決議◆

(平成二十年六月六日)

<衆議院本会議>

国民読書年に関する決議(第一六九回国会、決議第二号)

文字・活字は、人類が生み出した文明の根源をなす崇高な資産であり、これを受け継ぎ、発展させて心豊かな国民生活と活力あふれる社会の実現に資することは、われわれの重要な責務である。

しかしながら、我が国においては近年、年齢や性別、職業等を越えて活字離れ、読書離れが進み、読解力や言語力の衰退が我が国の精神文明の変質と社会の劣化を誘引する大きな要因の一つとなりつつあることは否定できない。

我が国の国会はこうした危機意識から、平成十一年(西暦一九九九年)に「子ども読書年に関する決議」を衆参両院で採択、平成十三年(西暦二〇〇一年)には「子どもの読書活動の推進に関する法律」を制定、さらに平成十七年(西暦二〇〇五年)には「文字・活字文化振興法」を制定し、具体的な施策の展開を政府とともに進めてきた。

学校における「朝の読書運動」の急速な浸透、読書の街づくりの広がり、様々な読書グループの活性化など、国民の間の「読み・書き」運動の復活、振興などはその効果の顕著な例である。

こうした気運の一層の発展をめざし、われわれは「文字・活字文化振興法」の制定から五年目の平成二十二年(西暦二〇一〇年)を新たに「国民読書年」と定め、政官民協力のもと、国をあげてあらゆる努力を重ねることをここに宣言する。

右決議する。

(笹川堯君外十二名提出)

<参議院本会議>

国民読書年に関する決議

文字・活字によって、人類はその英知を後世に伝えてきた。この豊穡で深遠な知的遺産を受け継ぎ、更に発展させ、心豊かな社会の実現につなげていくことは、今の世に生きる我々が負うべき重大な責務である。

しかし、近年我が国でも「活字離れ」と言われて久しく、年齢層を問わず、読書への興味が薄れていると言わざるを得ない。これが言語力、読解力の衰退や精神文明の変質の大きな要因の一つとなりつつあることは否定できない。

我々はこの事実を深刻なものと受け止め、読書の価値を見直し、意識の啓発を目指し、政府と協力してあらゆる活動を行ってきた。一九九九年に「子ども読書年に関する決議」を両院で採択、二〇〇一年には「子どもの読書活動の推進に関する法律」を立法、さらに二〇〇五年には「文字・活字文化振興法」を制定し、具体的な施策の展開を推し進めてきた。

それらに呼応して「朝の十分間読書運動」の浸透、読書の街づくりの広がり、様々な読書に関する市民活動の活性化など、読書への国民の意識は再び高まりつつある。

この気運を更に高め、真に躍動的なものにしていくため、二〇一〇年を新たに「国民読書年」と定めたいと思う。これにより、政官民が協力し、国をあげてあらゆる努力を重ねることをここに宣言する。

右決議する。

(西岡武夫君外六名発議)

委員	秋田 喜代美	東京大学大学院教育学研究科教授
委員	磯崎 憲一郎	小説家
委員	小田 光弘	青山学院大学教育人間科学部教授
委員	鎌田 真樹子	㈱魔法のiらんど安心・安全インターネット向上推進室室長
委員	織茂 篤史	神奈川県横浜市立青葉台中学校校長
委員	岸 美雪	国立国会図書館総務部主任参事
委員	きむらゆういち	絵本作家
委員	中田 力	新潟大学脳研究所・統合脳機能センター研究センター長・教授
委員	新山 順子	川越市立川越駅東口図書館主任
副座長	肥田 美代子	財団法人文字・活字文化機構推進理事長
座長	福原 義春	株式会社資生堂名誉会長
委員	堀 渡	国分寺市立本多図書館長
委員	松岡 正剛	株式会社編集工学研究所所長
委員	溝口 省三	鹿児島県出水市教育委員会教育長
委員	山田 節子	児童書を楽しむ会つくしんぼ代表
委員	山根 基世	有限責任事業組合ことばの杜代表
委員	横田 幸子	熊本子どもの本の研究会代表

(注30) 平成 20 年 3 月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(第 2 次)が策定され、同年 6 月に図書館法の改正が行われるとともに、平成 22 年を「国民読書年」とする国会決議がなされ、政官民協力のもと、国をあげてあらゆる努力を重ねることが宣言された。このため、今日の国民の読書や読書環境の現状や課題を把握・分析し、読書への国民の意識を高める効果的かつ効率的な取組の検討を行う「国民の読書推進に関する協力者会議」を設ける。

(所管) 文部科学省 生涯学習政策局社会教育課

出水市読書活動推進計画策定に向けての経過と参画した各委員名簿

1 経 過

年 月 日	会 議 名	協 議 概 要 等
平成23年 6月 21日	◎プロジェクトチーム会議(部課長チーム)	策定概要、スケジュール、住民アンケート内容検討
平成23年 7月 6日	○保・幼・小・中・高アンケート調査①	市内保育園・幼稚園保護者、小学校3・5年生とその保護者、中学2年生とその保護者、高校2年生(4,645人)
平成23年 7月 28日	◎第1回読書活動日本一のまちづくり推進委員会	策定概要・スケジュール説明
平成23年 8月 10日	◎プロジェクトチーム会議(担当職員チーム)	策定概要・スケジュール説明、第一次計画の検証
平成23年 8月 22日	○一般抽出アンケート調査②	子どものいない世帯から無作為抽出 (1,000人)
平成23年 11月 30日	○アンケート結果集約	①・②のアンケート結果集約(回収率72.3% 4,079人)
平成23年 12月 1日	◎プロジェクトチーム会議(部課長チーム)	素案の検討と作成
平成23年 12月 15日	◎第2回読書活動日本一のまちづくり推進委員会	第1回第一次計画の検証(案)と第二次計画(案)の検討
平成23年 12月 16日	◎第1回読書活動日本一のまちづくり推進会議	第一次計画の検証(案)の検討
平成24年 1月 25日	◎第3回読書活動日本一のまちづくり推進委員会	第2回第一次計画の検証(案)と第二次計画(案)の検討
平成24年 1月 26日	◎第2回読書活動日本一のまちづくり推進会議	第二次計画(案)の検討
平成24年 2月 10日	◎第4回読書活動日本一のまちづくり推進委員会	第3回第一次計画の検証(案)と第二次計画(案)の検討
平成24年 2月 27日	○パブリックコメント実施	2月27日～3月27日
平成24年 3月 28日	◎プロジェクトチーム会議(部課長チーム)	最終案の決定
平成24年 4月 5日	○定例教育委員会上程	最終案の承認

2 策定に関わる委員等名簿

(1)読書活動日本一のまちづくり推進会議

氏 名	所 属(委員)	氏 名	所 属(行政関係者)
谷 口 浩 二	市校長会(小・中学校)	溝 口 省 三	教育長
小 山 田 文 明	市校長会(高等学校)	植 村 猛	教育部長
東 山 義 夫	市自治会連合会(鹿島)	岩 元 亮 二	教育総務課長
溝 口 功	市自治会連合会(水之頭)	迫 田 孝 志	学校教育課長
田 中 智 彰	市PTA連絡協議会	鎌 田 浩 希	学校教育課参事
鳥 越 武 徳	市文化協会	宮 路 直 子	学校教育課指導主事
税 所 司	市子ども会育成連絡協議会	園 畠 正 治	生涯学習課長
丸 尾 賢 一	青年団体代表	有 下 龍 治	生涯学習課主事
西 野 利 政	さつま出水青年会議所	盛 正 明	読書推進課長兼図書館長
久 保 郁 子	女性団体連絡協議会	河 野 通 子	読書推進課主幹兼係長
松 永 恭 子	親子読書会(小学校)	諏 訪 園 直 子	読書推進課主査
坂 本 祥 美	親子読書会(幼稚園)		
湯 田 ひとみ	出水市保育園連絡協議会		

(2) 読書活動日本一のまちづくり推進委員会

氏名	所属	氏名	所属	氏名	所属
溝口 省三	教育長	有下 龍治	生涯学習課主事	八重尾 真代	野田中学校
植村 猛	教育部長	盛 正明	読書推進課長兼 図書館長	岩 榮 まみ	出水中学校
岩元 亮二	教育総務課長	木原田 雅彦	切通小学校	宇都 綾子	出水商業高校
迫田 孝志	学校教育課長	堀口 大輔	大川内中学校	山内 直子	出水商業高校
鎌田 浩希	学校教育課参事	内村 陽子	下水流小学校	永江 昭登	企画政策課長
宮路 直子	学校教育課指導主事	茶屋 大作	東出水小学校	児島 勝文	こども課長
篠原 優子	学校教育課付主査	宮内 征人	出水中学校	原口 栄子	保健センター次長
園島 正治	生涯学習課長				

(3) プロジェクトチーム(関係部課長会、ワーキンググループ)

氏名	所属	氏名	所属	氏名	所属
植村 猛	教育部長	岩元 亮二	教育総務課長	迫田 孝志	学校教育課長
園島 正治	生涯学習課長	盛 正明	読書推進課長兼 図書館長	河野 通子	読書推進課主幹兼 係長

氏名	所属	氏名	所属	氏名	所属
河野 通子	読書推進課主幹兼 係長	篠原 優子	学校教育課主査	麻生 春美	こども課
諏訪園 直子	読書推進課主査	宇都 綾子	出水商業高校主査	児島 富子	こども課(保育園)
園島 祐一	教育総務係長	別府 順一	生涯学習課主査	坂口 和歌	図書館司書
鎌田 浩希	学校教育課参事	有下 龍治	生涯学習課主事	菊地田 由起子	図書館司書
宮路 直子	学校教育課指導主事				

※アンケートの集計については、別冊で作成。

※パブリックコメント

1 期間 平成23年2月27日(月)～平成23年3月27日(火)

2 件数 1件(自治会への文庫拡大)

出水市読書活動推進計画（第二次）

（第二次子ども読書活動推進計画）

（発行年月 平成24年4月）

【事務局】

〒899-0292

出水市緑町1番3号

出水市教育委員会読書推進課

TEL:0996-63-4121 FAX:0996-62-4811